

行田市景観計画（案）

行田市

■行田市景観計画

第1章 基本編

1 行田市景観計画について

1. 行田市景観計画について 2

2 行田市の景観

1. 行田市の概況 4
2. 景観づくりの蓄積 12
3. 景観特性と課題 14

第2章 ビジョン編

1 景観づくりの基本理念・目標

1. 行田市における景観づくり 19
2. 景観づくりの基本理念・目標 19

2 景観づくりの方針

1. 景観づくりの対象 21
2. 骨格となる景観づくりの方針 22
3. 身近な景観づくりの方針 36

3 重点的な景観づくり

1. 重点的な景観づくりの方針 38

第3章 基準編

1 建築物等の景観づくり

1. 建築物等の景観づくり 41

2 屋外広告物の景観づくり

1. 屋外広告物の景観づくり 56

3 公共施設の景観づくり

1. 公共施設の景観づくり 59
2. 景観重要公共施設の指定 59

第4章 推進編

1 景観づくりの推進方策

1. 景観づくりの推進方策 61

2 景観づくりの推進体制

1. 景観づくりの推進体制 65

基本編

第 1 章

1 行田市景観計画について

1. 行田市景観計画について

2 行田市の景観

1. 行田市の概況
2. 景観づくりの蓄積
3. 景観特性と課題

1 行田市景観計画について

1. 行田市景観計画について

1) 景観計画策定の目的

本市は、国特別史跡である埼玉古墳群やその周辺に広がる田園風景、「浮き城」と呼ばれた忍城や日本遺産に認定されている足袋蔵等の歴史・文化的資源が調和した特色ある景観が市民の共有資産として息づいています。

本市では、平成 11 年（1999 年）3 月に策定した行田市景観形成基本計画、平成 19 年（2007 年）策定の埼玉県景観計画を運用し、景観づくりに取り組んできました。昨今、八幡通りをはじめとする一部地域では、良好な景観づくりに対する市民意識が醸成され、よりきめ細やかな景観誘導と地域への配慮が求められています。

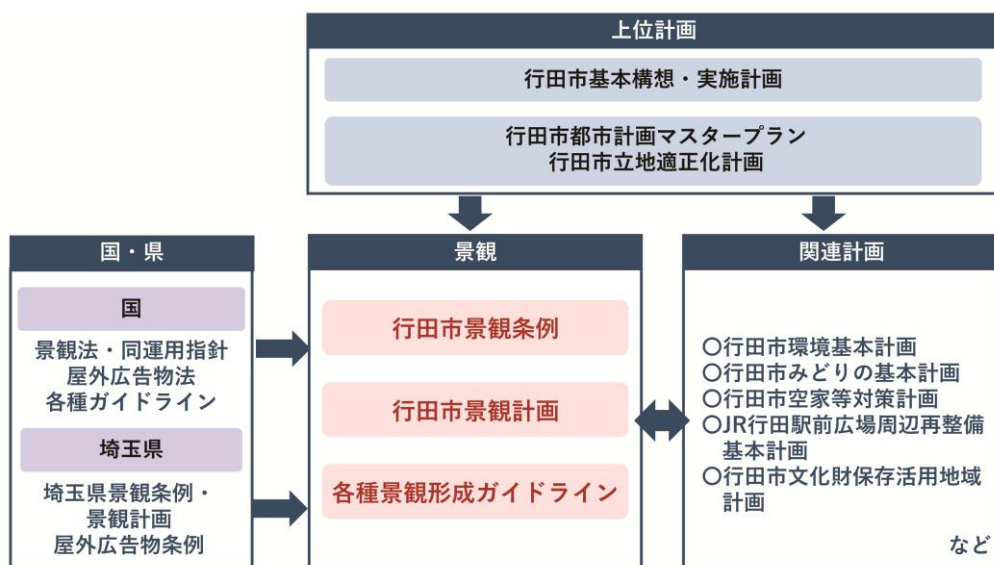
これらの状況を踏まえ、本市の特色ある景観を活かした良好な景観づくりを図ることで、市民の誇りと愛着を育み、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に寄与することを目的に令和 7 年（2025 年）5 月に景観行政団体となり、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく行田市景観計画を策定することとしました。

2) 計画の位置付け

本計画は、景観法第 8 条に基づき策定する計画であり、景観の誘導を行うための基本的な方針、行為の制限等に関する事項を定めるもので、本市における景観行政の基本となる計画です。行田市基本構想・実施計画及び行田市都市計画マスタープランと整合し、埼玉県景観計画との調和を図るとともに、本市の景観行政を総合的かつ計画的に推進するためのもので、関連計画とも連携した内容で構成します。

また、計画の進捗状況、景観づくりに関する機運の高まり、近隣自治体の動向などを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

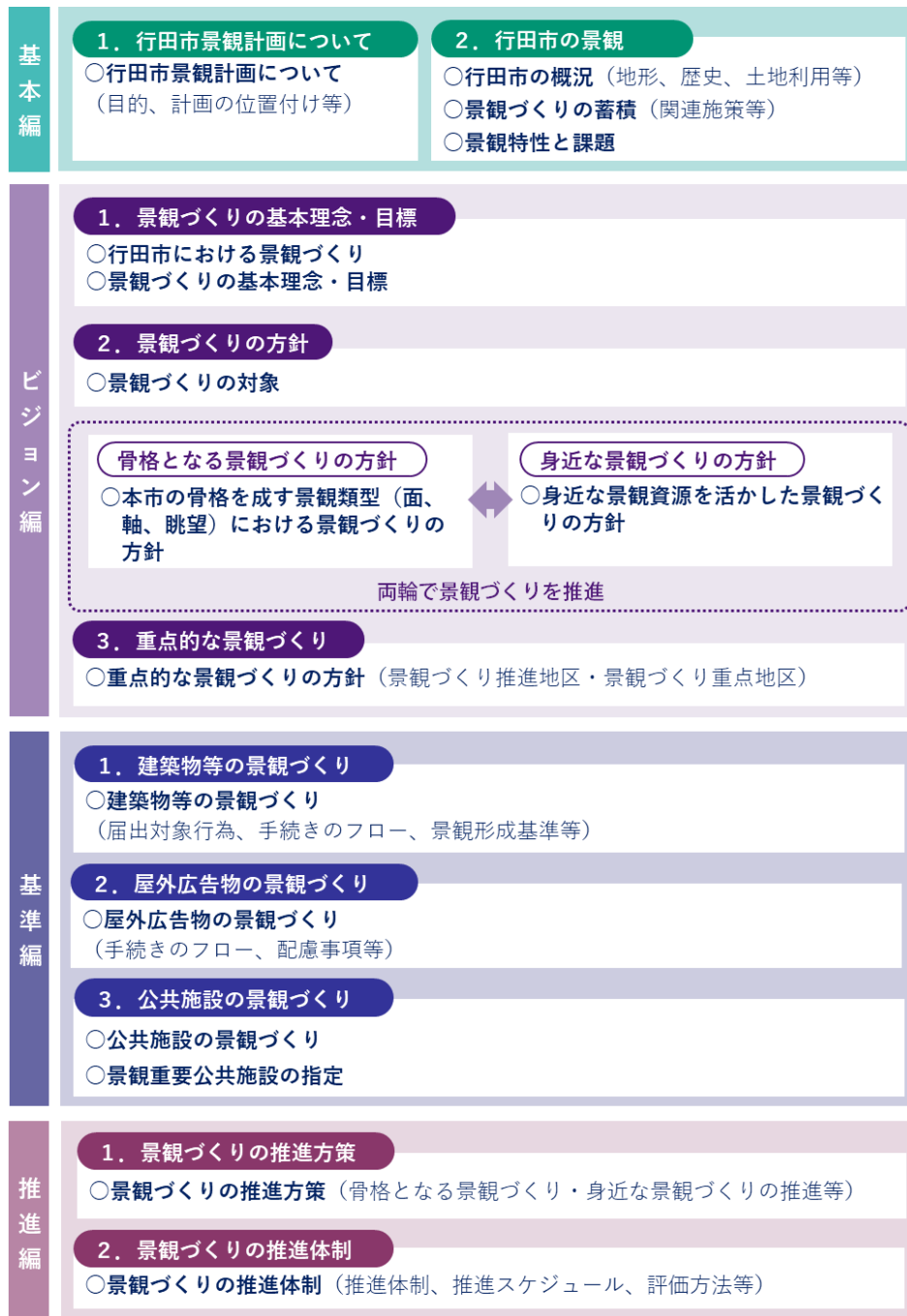
■景観計画の位置付け



3) 計画の構成

策定の目的や景観特性等を示す「基本編」、景観づくりの目標・方針を示す「ビジョン編」、目標・方針を実現していくための施策や取組を示す「基準編」と「推進編」の4編の構成とします。本市の特性・課題を踏まえ、景観づくりの方針を示し、その実現のための施策を推進していきます。

■景観計画の構成



4) 計画の区域

本計画では、市内各地域の個性や特色を活かした景観づくりを推進するため、市全域を景観計画区域として定めます。

2 行田市の景観

1. 行田市の概況

1) 位置・地勢

本市は、埼玉県北東部に位置し、市の北に流れる利根川、南に流れる荒川によって形成された沖積平野であり、高低差がほとんどない平坦な地形です。

現在の市域は東西 11.4km、南北 11.9km に及び、その面積は 6,749 ha となっています。

2) 自然地形

(1) 地形

本市は標高 15~22m 前後であり、景観上は低地が連なるように見えますが、市域全体で発達した中小河川周辺の自然堤防や後背湿地、埋没台地により複雑な微地形が形成されています。低地上に位置することから、遠方には富士山や赤城山、足尾山地、秩父連山比企山地等の山々を望む眺望が景観上の特徴のひとつです。

(2) 水辺

市内を流れる大小複数の河川・水路等の水辺は、複数の地域を結ぶ景観の軸となっています。近年では、河川・水路等の周辺が散策路やサイクリングロード、親水護岸として整備され、イベントや憩いの場、自然に触れ合える場が形成されています。



整備された親水護岸（酒巻導水路）



とうろう流し納涼大会が開催される親水護岸（忍川）

(3) 農地・農村集落

古くは弥生時代から水田耕作を中心とした農耕生活が営まれてきた本市は、日照に恵まれ、二毛作に適した環境であり、米と麦（小麦、大麦）の作付けにより 1 年を通して彩りの豊かな農地が特徴的な景観となっています。

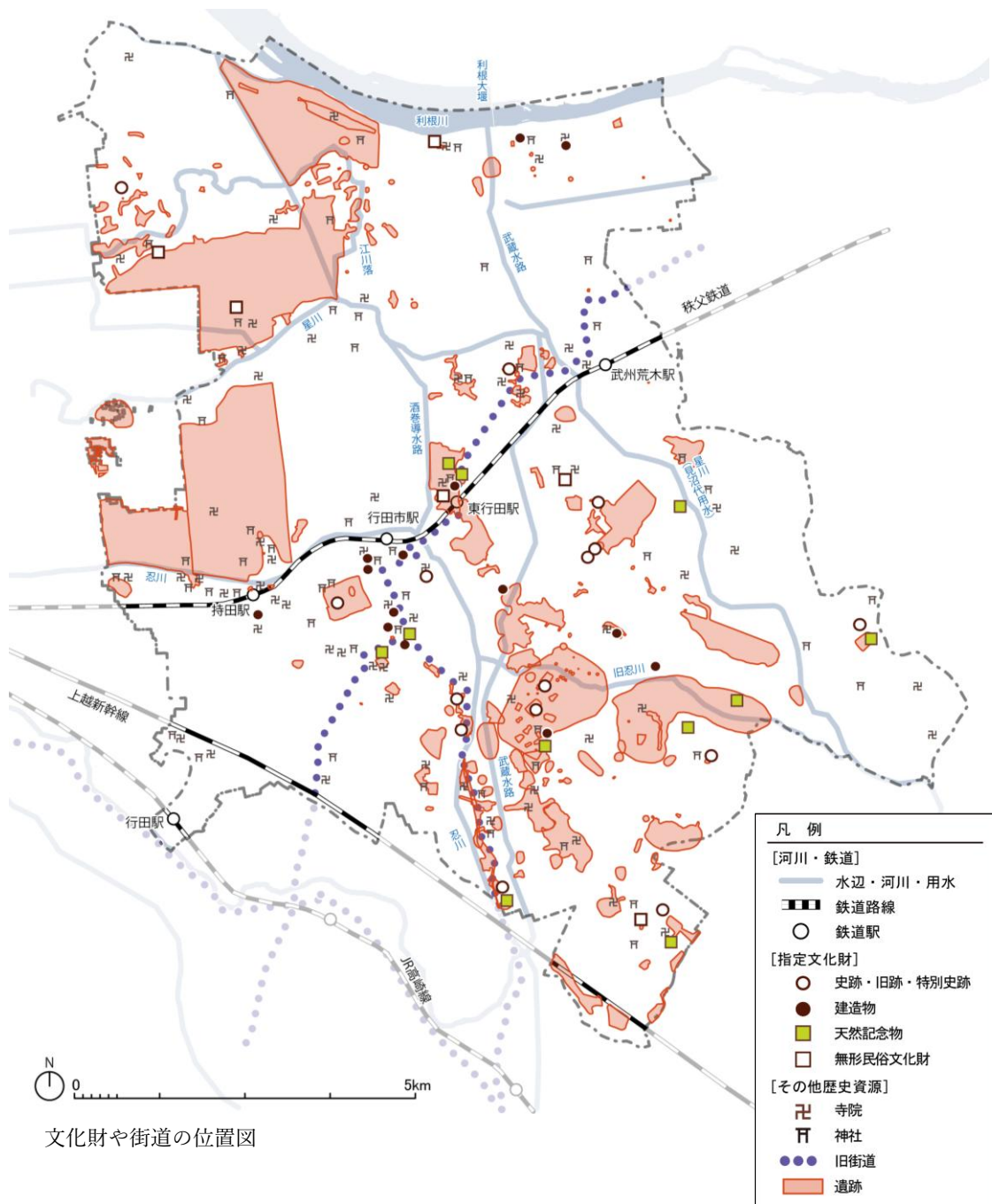
集落に点在する寺社・祠堂は生活や産業に直接結びついた儀礼や祭礼を行う場であり、たびたび洪水に見舞われた地形から、洪水時に神仏や神輿、獅子頭が流れ着いたという「漂着神」の伝承もあります。

3) 歴史

(1) 原始・古代

市内には肥沃な土地が広がっており、旧石器時代から人々が生活していました。縄文時代には、進修館高校周辺に広がる馬場裏遺跡等で集落が営まれ、弥生時代には、北関東最古の農耕集落である池上・小敷田遺跡が、星宮地区の熊谷市との市境付近に営まれました。

古墳時代になると市内各地に古墳が築造され、現在も 20 基以上の古墳がその姿を地上に留めています。特に国特別史跡の埼玉古墳群周辺は、公園として整備され、市民の憩いの場にもなっています。



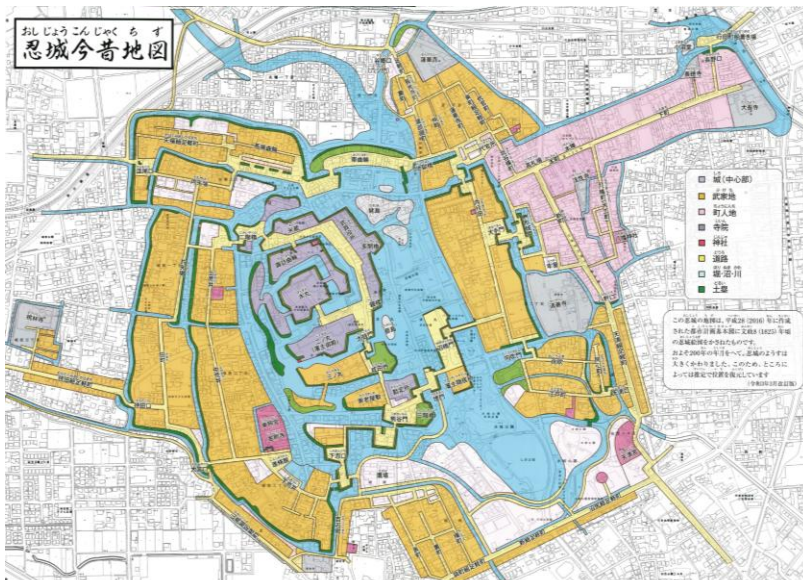
文化財や街道の位置図

(2) 中世（忍城の築城）～近世（城下町の発達）

室町時代の15世紀後半に成田氏によって忍城が築城されました。低湿地の沼沢を巧みに活かした城郭は、石田三成率いる豊臣軍による水攻めにも耐え、忍城は「浮き城」と呼ばれるようになりました。水城公園の2つの池が、当時の沼沢の面影を今に伝えています。

江戸時代になると忍城は、阿部家や松平家などが城主を務め、忍藩十万石の拠点となりました。阿部家が城主の時代には、城と城下町の整備が進められ、現在の行田市中心市街地の祖型が形づくられました。城下町には、中山道から分岐した館林道と日光脇往還が通じており、街道通行者の宿泊・休憩や人馬の継送など宿場町としての役割も果たしていました。当時の城下町であった行田地区（本町・下町・新町・八幡町）には、この時代に形成された間口が狭く奥行きが長い短冊形の敷地が通り沿いに並ぶ町割りと、馬を裏庭に通した家々の間の狭い路地が、今も随所に残されています。

忍城は、廃藩置県後の明治6年（1873年）に廃城となり、土塁の一部が残るのみとなってしまいましたが、昭和63年（1988年）に本丸跡に行田市郷土博物館が開館するとともに「忍城御三階櫓」が外観復元されました。その後も城址公園の整備が進められ、平成5年（1993年）に「忍城通り」が彩の国景観賞、平成7年（1995年）には「忍城址地区」が都市景観大賞に選定されています。現在の忍城址では「花手水」など様々な催しが行われおり、観光拠点並びに地域の人々の憩いの場となっています。



忍城今昔地図（行田市郷土博物館）



再建された忍城御三階櫓

行田の歴史・文化を現代に紡ぐ物語①

戦国時代、豊臣秀吉の関東平定において、その水攻めに耐えた「忍城」と、城を守り抜いた城代成田長親と家臣団の戦いは、小説・映画「のぼうの城」の題材となっています。平成22年（2010）から活動を続ける「忍城おもてなし甲冑隊」は、「のぼうの城」に登場する成田家の武将たちをモデルとしたもので、市内外で行田市の観光PRを行っています。

(3) 近世後期から近現代（足袋蔵のまち並みの形成）

江戸時代には旧北埼玉郡一帯で綿花や藍が盛んに栽培されており、これらを原料とした「青縞（あおじま）」などの綿織物が生産されていました。行田では江戸時代中期頃から、これらを原料とした足袋づくりが始まり、名産品と言われるまでに生産が盛んになりました。

明治時代になると、一般大衆にも足袋の使用が普及して需要が拡大、これに対応して行田では足袋製造にミシンが導入され、郵便局での電報・電信・為替・小包の取り扱い開始、銀行の設立、馬車鉄道の開業、電話の整備、電力会社の設立といったまちのインフラの整備も手伝って、足袋づくりは足袋産業へと発展しました。

城下町特有の短冊形の敷地の裏庭には足袋工場や足袋蔵が次々に建てられ、北西方向の防火・防寒を意識した店舗・住宅、接客用の中庭、足袋工場、足袋蔵、火除けを願う屋敷稲荷が列状に並ぶ、足袋商店特有の建物配置が形づくられました。

足袋産業はその後も発展を続け、足袋蔵の建設は昭和30年代初頭まで続きました。そのため足袋蔵には建築年代に合わせたさまざまな建築技術が取り入れられ、土蔵や石蔵、レンガ造、RC造やモルタル造、木造まで多種多様な足袋蔵が建設されました。

現在も多くの足袋蔵が現存し、再活用されて、趣のあるまち並みを形成しています。

行田の歴史・文化を現代に紡ぐ物語②

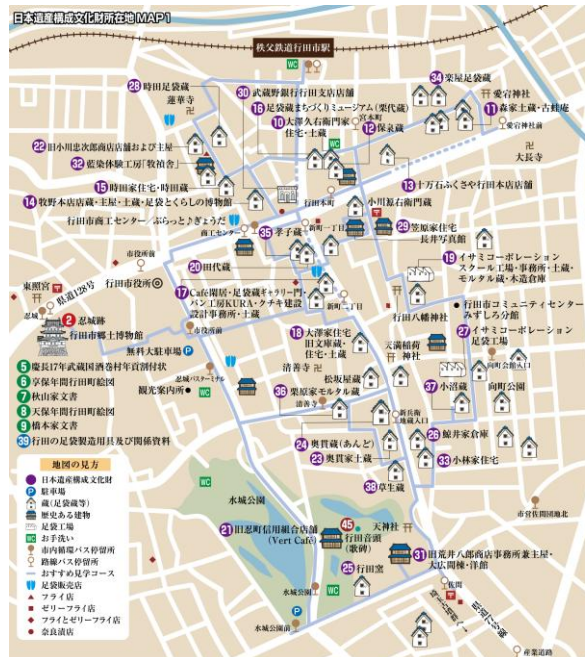
江戸時代に始まり、明治時代に近代産業へと発展を遂げた足袋産業は、昭和の最盛期には年間約8,400万足もの足袋を行田で生産していました。足袋工場がモデルとなった小説・ドラマ「陸王」で話題となり、ロケ地巡りのための案内サインが各所に設置されています。



ロケ地巡りの案内サイン



陸王で足袋工場のモデルとなったイサミコーポレーション本社工場



日本遺産構成文化財所在 MAP1

和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田

平成 29 年（2017 年）4 月、県内初の「日本遺産」として「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」のストーリーが認定されました。

ストーリーの構成文化財は 45 件（史跡 4、有形文化財（古文書）5、建造物 29、有形民俗文化財 2、無形民俗文化財 5 ※令和 6 年（2024 年）1 月現在）で、まちなかに点在する足袋蔵等の足袋産業に関連する文化財等を中心に、古代から近世にかけて受け継がれてきた歴史・文化的資産で構成されています。

認定以来、構成文化財と周辺でのサイン設置、案内マップの作成・配布、市内小中学校への巡回展示、蔵巡りイベントの充実等、日本遺産のストーリーを市内外に発信、体感できる取組を進めています。

ストーリーの概要

忍城の城下町行田の裏通りを歩くと、時折ミシンの音が響き、土蔵、石蔵、モルタル蔵等、多彩な足袋の倉庫「足袋蔵」が姿を現します。行田足袋の始まりは約 300 年前。武士の妻たちの内職であった行田足袋は、やがて名産品として広く知れ渡り、最盛期には年間約 8,400 万足もの足袋を生産するまでに発展しました。それとともに明治時代後半から足袋蔵が次々と建てられ、今も日本一の足袋産地として和装文化の足元を支え続ける行田には、多くの足袋蔵等の歴史的建築物が残り、趣ある景観を形づくっています。



日本遺産の案内サイン（行田市役所駐車場）



構成文化財・奥貫蔵（あんど）

日本遺産（Japan Heritage）とは

「文化庁によって平成 27 年度に創設された新しい文化財制度で、地域に点在する史跡・伝統芸能等の有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーとして「日本遺産(Japan Heritage)」に認定するものです。

歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、世界へ戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

従来の文化財行政



日本遺産



日本遺産ポータルサイト（文化庁）

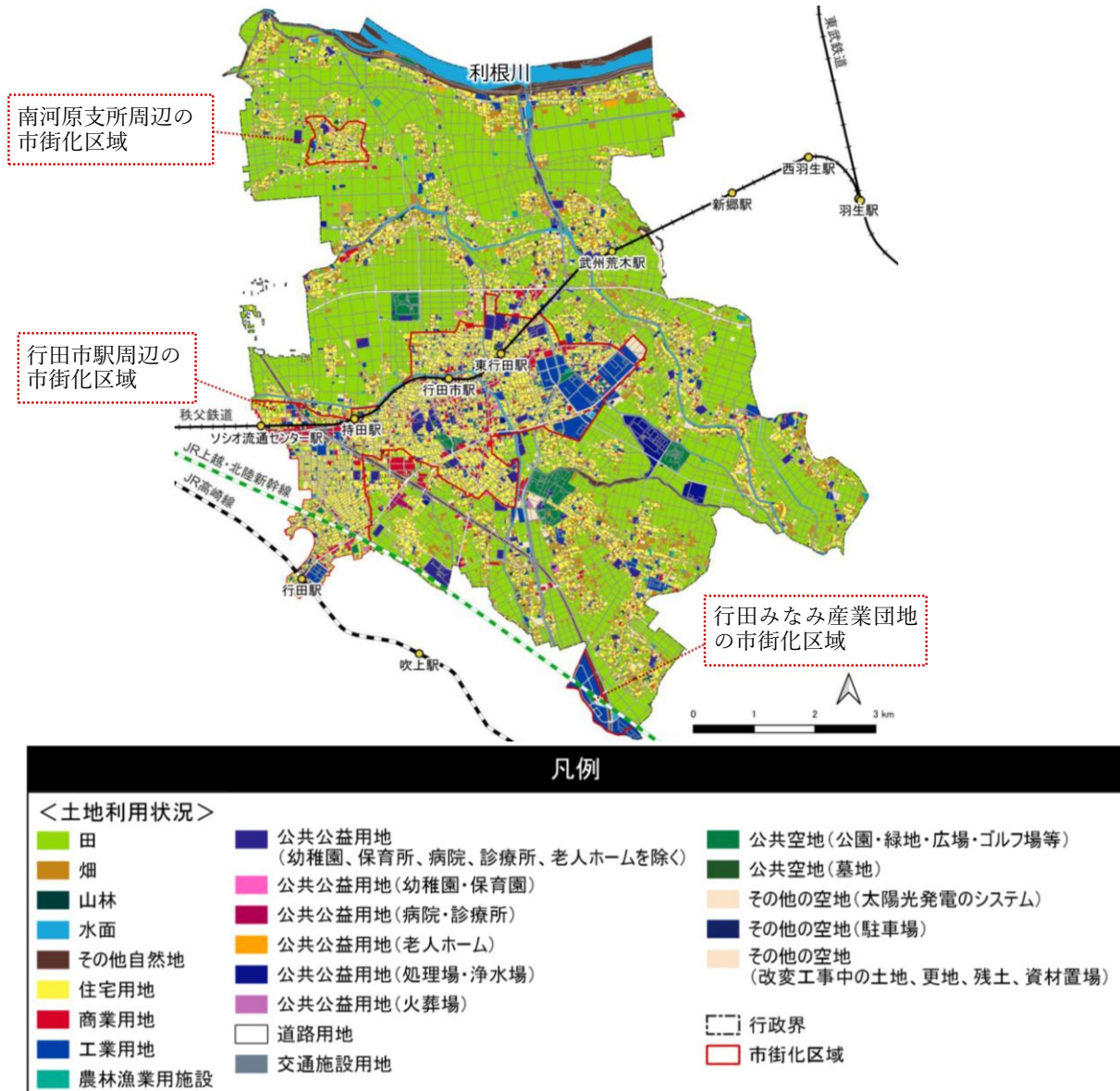
4) 土地利用現況

本市の土地利用は、自然的土地利用が全体の半分以上を占めており、中でも「田」が44%と多くを占めています。都市的土地利用においては、住宅用地が18%と最も多くを占めており、農地（田畑）と住宅が大半を占める土地利用構成となっています。

表 土地利用割合 出典：都市計画基礎調査（令和3年度）

| 項目 | 田 | 畑 | 山林 | 水面 | その他 | 自然的土地利用 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 面積 ha | 2,936 | 483.7 | 12.44 | 292.5 | 159.9 | 3,884.54 |

| 地目 | 住宅 用地 | 商業 用地 | 工業 用地 | 農林漁 業施設 用地 | 公益施 設用地 | 公共 空地 | 道路 用地 | 交通施 設用地 | その他 の空地 | 都市的 土地利用 合計 |
|-------|----------|----------|----------|------------------|------------|----------|----------|------------|------------|-------------------|
| 面積 ha | 1,222 | 138.6 | 233.7 | 20.09 | 248.2 | 120.2 | 708.3 | 15.01 | 158.4 | 2,864.65 |



土地利用現況 出典：都市計画基礎調査（令和3年度）

5) 暮らしに根づく景観

(1) 花がつくる景観

忍城址や行田八幡神社とその周辺で開催される「花手水」のイベントをはじめ、毎年多くの人が訪れる「行田蓮（古代蓮）」、10月から11月に忍城址で開催される「行田市菊花展」等、四季折々の花がつくるうるおいのある景観を市内の各所で見るることができます。

また、四季を通じて草花や樹木の彩りが美しい水城公園は市民の憩いの場となっているほか、忍城址やさきたま古墳公園、前玉神社、古代蓮の里等の施設や公園、忍川や酒巻導水路、武蔵水路等の河川・水路沿いは、桜の名所として親しまれています。



桜の名所としても親しまれる
丸墓山古墳



行田蓮（古代蓮）



市の花に指定されているキク
(行田市菊花展)

行田の花手水

コロナ禍において「参拝に訪れる方々に癒しを提供したい」という思いから、令和2年（2020年）4月より行田八幡神社で花手水が始まりました。この取組は前玉神社にも広がり、さらには花手水を楽しみに訪れる方々に地域全体でおもてなしをしたいという思いから、同年10月より神社だけでなく、商店や民家の軒先にも花手水を飾る「行田花手水week」を開始しました。令和3年（2021年）4月からは「希望の光」をテーマに花手水のライトアップイベントも開催する等、本市を象徴する取組として市内外の多くの人に親しまれています。



行田八幡神社



前玉神社の手水舎を彩る
花手水



忍城址や浮き城の径、商店や
民家の軒先等、まちなかに広
がる花手水

(2) 祭礼・行事がつくる景観

県・市指定無形民俗文化財であり市内6地区で伝承される「獅子舞」、7月にだんべ踊りや神輿・山車の巡行等が催される「行田浮き城まつり」等、地域固有の歴史や文化を物語る祭礼を見ることができます。また、5月にさきたま古墳公園で開催される「さきたま火祭り」や8月に忍川で開催される「とうろう流し納涼大会」、12月に愛宕神社周辺で開催される「行田 西の市」等、祭りでのぎわう光景や人々の様子はその時にしか見ることのできない固有の景観を生み出しています。



行田浮き城まつり



長野地区のささら獅子舞



行田西の市

(3) 人々の活動がつくる景観

地元住民や民間企業、NPO等により、道路や公園、河川の美化活動が盛んに行われています。NPO法人ぎょうだ足袋蔵ネットワークをはじめとする地元の団体により、足袋蔵の歴史・文化的な建物の保全・活用の支援が積極的に行われているほか、樹木や鉢植えを設置し、敷地内の空間を豊かに演出している住宅や商店がみられます。

(4) 市歌・校歌に歌われる景観

校歌はその地域の風景や物事を歌い込んでいるものが多く、歌詞に登場する風景は、地域の多くの人々に共有される景観像を反映しています。

市内の小中学校の校歌及び行田市歌を対象に、風景や物事がどの程度歌詞に含まれているかを整理したところ、大きくは「眺望・眺め」「歴史のシンボル」「河川・水路」「自然・田園」「花」等が見受けられます。特に多い“富士山への眺望”“利根川”“忍城”“稲や麦の実る田園”“緑豊かな地”等は、全市的に親しまれている景観です。

地域別に整理すると、暮らしに近い身近な河川や歴史のシンボル、花等が歌われており、小中学校の位置する周辺の地域の景観と深く関連しています。

(5) ぎょうだ郷土かるたに描かれる景観

地域の代表的な自然、歴史、産業、文化等を詠んだ郷土かるたは、身近な地域への認識や愛着を深める手段のひとつです。

「ぎょうだ郷土かるた」は、平成30年(2018年)3月にリニューアルし、新たに「足袋蔵」「忍城址」「田んぼアート」「武蔵あばれ太鼓」「南河原小学校のすずかけの木」「行田グルメであるフライ・ゼリーフライ」「埴輪」をテーマにした絵札が追加され、小学校や子ども会の行事等で親しまれています。

「歴史・文化(20)」「祭礼・行事(7)」「行田市市民憲章(5)」「自然・田園」「花・樹木」等が詠まれており、特に「歴史・文化」が多くみられます。

2. 景観づくりの蓄積

1) これまで実施した関連施策

(1) 市全体における取組

- 本市では行田市景観形成基本計画を策定し、良好な景観づくりに取組んできました。
- 平成 26 年（2014 年）には、行田市都市計画マスタープランをまち並みや景観的な視点から具現化した「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」を策定し、まち並み景観づくりにかかる取組に「にぎわいの視点」も取り入れた事業を展開しました。
- 埼玉県景観条例及び景観計画に基づき、大規模な建築物の景観誘導に取り組んでいます。

(2) エリアにおける取組

- まちなか、河川・水路周辺、埼玉古墳群周辺において点的・線的な景観整備が進み、整備と並行して市民団体等との協働によるソフト面の取組も進められています。

まちなかの景観づくり

忍城の城下町、足袋のまちとして発展したまちなかには、城下町としての町割り、観光のシンボルである忍城址や足袋蔵を中心とした歴史的建築物が集積しています。

これまで、ふるさとづくり事業や都市再生整備計画事業により、足袋蔵等の保存・活用、城跡や歴史的建築物が集積する街路の美装化、サイン等の整備を進めてきました。

また、近年の花手水イベント等の団体や市民と連携した取組によって、活気のある景観が創出されています。

今後も行政、市民、事業者の協働のもとに、これらの歴史的資源やまち並みを良好に保全・活用・創出し、次世代に引き継いでいきます。



まち並み景観形成先導モデル事業として修景整備等が行われた八幡通り



季節のアートで彩られる東小路

■これまで実施した関連施策

市全体の取組

- ◆ 屋外広告物の届出・許可
(昭和50年(1975年)～埼玉県屋外広告物条例)
- ◆ 行田市景観形成基本計画(平成11年(1999年))
- ◆ 大規模建築物の届出・許可
(平成19年(2007年)～埼玉県景観条例)
- ◆ 浮き城のまち景観賞(平成25年(2013年)まで)
- 花いっぱい運動
・地域の花壇の植栽
- 自治会活動
・道路河川・公園・子ども広場などの清掃
・祭り等の伝統行事の開催
- 地域に根差した祭り・行事等
- ◆ ● 森づくり環境再生事業
- ◆ ● 行田のまちをゴソゴソ
みんなでクリーンなまちづくり
- ◆ ● 道路アダプト制度
・行田市道路等里親制度
・彩の国ロードサポート制度

- ◆ ● 忍川・旧忍川・酒巻導水路まるごと再生プロジェクト
- ◆ ● 川の国埼玉はつらつプロジェクト
・河川沿いの遊歩道や親水護岸整備
・案内サインの整備やイベント実施
・ポタリングの魅力を高める取組み
・水質改善

- ◆ 行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画
(平成26年(2014年))

- ◆ イベント等の実施
・ライトアップイベント、花手水Week
・行田浮き城まつり

- ◆ 日本遺産の認定

- ◆ ● 行田市ふるさとづくり事業
・足袋蔵等、歴史的建築物改修・活用事業
・おもてなし・にぎわい創出事業

- ◆ ● 都市再生整備計画事業
・歴史的街路整備事業
・せせらぎ遊歩道の整備
・街なかサイン整備事業
・まち並みづくりとにぎわいを考える
ワークショップ等の開催
・モデル地区(八幡通り)におけるファサード修景補助

- ◆ ● 足袋蔵歴史のまち整備事業
・文化財の保存調査、登録推進
・案内板やガイドマップの設置

- ◆ ● 歴史のみち広域景観形成プロジェクト
・地域景観資源の発掘調査
・講演会やまち歩きの実施 など

- 足袋蔵等の保存、活用事業
(NPOぎょうだ足袋蔵ネットワーク)

- 田んぼアート
- 古代蓮の里イルミネーション事業

- ◆ ● ぎょうだ歴史ロマンの道整備事業
・埼玉古墳群を結ぶ回遊動線づくり

- ◆ さきたま緑道の整備

- ◆ 花の里緑道の整備

- ◆ JR行田駅の駅前広場再整備



凡例

- ◆ : 公共の取組
- : 市民、団体等の取組 (公共の制度を活用した活動を含む)

3. 景観特性と課題

1) 行田市の景観特性

(1) 景観特性の把握

本市は、河川・水路、農地等の自然的景観や、時代背景により形成された遺跡や忍城址・街道等の歴史的景観、近世以降に形成された市街地や道路等の都市的景観、地域行事や祭礼、環境美化等の人の営みにより表出する文化的景観等、様々な景観資源により構成されています。これらの資源を景観特性別に整理し、主な資源を下表に示します。

| 景観特性 | 主な資源 |
|---------|--|
| ① 自然的景観 | 景観の基盤となる自然的条件と農地等田園的要素 <ul style="list-style-type: none">・利根川、荒川、利根大堰、中小河川、水路沿いの遊歩道・農地と集落・古代蓮、公園や河川沿いの桜など四季折々の花木 |
| ② 歴史的景観 | 自然的条件や時代背景により形成された遺跡や城・街道・継承された資源等 <ul style="list-style-type: none">・足袋蔵、足袋工場・忍城御三階櫓、城下町・古墳、遺跡、石田堤・歴史的土木構造物（橋・水門等）・寺社仏閣、祠堂 |
| ③ 都市的景観 | 近代以降に形成された市街地や道路等の都市施設 <ul style="list-style-type: none">・商業地、住宅地、工業地・幹線道路沿道・公園・公共建築物 |
| ④ 人の営み | 祭礼等の地域行事や祭礼、美化・緑化等景観を守り・育む活動 <ul style="list-style-type: none">・祭礼、イベント・地縁組織、市民団体、企業等の地域活動・店先や家先の植栽 |

(2) 景観特性と課題

① 自然的景観

◆ 景観特性：地域の発展を支えてきた水と農の景観

- のびやかな田園風景と農地越しに富士山や赤城山、足尾山地、秩父連山と比企山地等の山々が広がっています。
- 河川・水路沿いに整備された親水護岸や緑道による良好な水辺景観が形成されています。
- 彩りが美しい農地と屋敷林の集落が残されています。
- 古代蓮や花手水の取組等による四季折々の花木による景観が魅力的です。
- 水城公園やさきたま古墳公園等が市街地に近接して点在し、個性ある景観が形成されています。



サイクリングロード



田園風景



水城公園

◆ 景観づくりの課題

- 山々の眺望景観の保全、眺望ポイントの整備が求められます。
- 利根大堰周辺エリアの魅力化・拠点性の向上が求められます。
- 水辺環境の整備（親水護岸や緑道、サイクリングロード等）や維持管理・活用に向けたマネジメントの検討が必要です。
- 田園景観や自然豊かな公園と調和しない建築物や資材置き場、太陽光パネル等の規制・誘導が求められます。
- 屋敷林や社寺林等の特徴的な景観の保全が求められます。

② 歴史的景観

◆ 景観特性：古代から現代にいたる多層的な歴史文化が息づく景観

- 市内外から多くの人々が訪れ親しまれている古墳や遺跡が点在しています。
- 忍城址・水城公園周辺は、市民の交流や憩いの場であり観光のシンボルとなっています。
- 行田市駅周辺には、城下町としての町割りや旧街道・水路の痕跡等が残る複雑で歩いて楽しめるまち並みが残されています。
- 日本遺産にも認定され、まちなかの重要な歴史的資源として親しまれる足袋蔵・足袋工場が多数立地しています。
- 歴史を物語る寺社仏閣や土木構造物（橋・水門等）が点在しています。



足袋蔵



寺社仏閣



忍城御三階櫓

◆景観づくりの課題

- 行田市駅・忍城址周辺のまちなかエリアを景観づくり推進地区に指定することも含めた将来像の検討、良好な景観づくりのためのルールづくりや景観整備が求められます。
- 市民等の担い手と協働したマネジメントの検討が必要です。
- さきたま古墳公園や古代蓮の里の資源を適切に保全し、周辺の景観をエリアにふさわしいものへ誘導する必要があります。
- 足袋産業に関する歴史的資源や土木遺産（橋・水門等）の保全・活用が求められます。

③都市的景観

◆景観特性：住・商・工の市街地によるまとまりのある景観

- 商業地
 - ・行田市駅周辺は、駅舎はレトロな雰囲気が感じられ、複数の商店街や歴史的資源が集積しています。
 - ・JR 行田駅は、駅前広場のロータリーや観光案内所等が再整備され、広々とした駅前空間が形成されています。
 - ・城下町、足袋のまちとして発展したまちなかを基盤としたコンパクトな低中層市街地であり、歴史・文化の礎と、明治以降の新旧の市街地や公共建築物等の都市施設が混在するまち並みとなっています。
- 住宅地
 - ・宅地開発等の面的な整備により、緑のある良好な住環境が形成され、一定のまとまりを持った落ち着いたある住宅地景観が形成されています。
- 工業地
 - ・地区計画を定めている工業地では、街路樹と敷地内緑化が一体となった緑豊かな工業地景観が形成されています。
- 公共施設
 - ・忍川等の河川・水路沿いの桜並木、水城公園前のイチョウ並木、大規模な公園等により特徴的な景観が形成されています。



商業地景観



住宅地景観



工業地景観

◆景観づくりの課題

●商業地

- ・行田市駅やJR行田駅等の駅周辺の修景、にぎわいのあるまち並みの形成、安全で快適な歩行者空間、滞留空間の創出が求められます。
- ・まちなかの拠点や観光資源(忍城址周辺と八幡通り等)、まちなかと周辺の拠点(古代蓮の里や埼玉古墳群等)への接続・回遊性の向上が求められます。

●住宅地

- ・落ち着いた色彩と規則性のある住宅地の維持・誘導、庭先の緑化等が求められます。
- ・公園や集会所等の身近なコミュニティ拠点の良好な景観づくりが求められます。

●工業地

- ・道路、公園等の維持管理、敷地内の植栽等による良好な工業地景観の維持・誘導が必要です。

●公共施設

- ・公共建築物や都市公園の整備改修を機会とした良好な景観の創出が求められます。
- ・景観づくりにおいて重要な公園や街路樹等の地域参加による維持管理が必要です。

④人の営み

◆景観特性：まちに彩りをもたらす活動や関わりがつくる景観

- 地域で受け継がれた祭礼・行事や市内外から人が集まるイベント等によるにぎわい景観が創出されています。
- 足袋蔵等の歴史資源や河川環境の保全活用、道路・公園等の美化清掃等、市民や団体等の活動により良好な景観が創出されています。
- 店先や家先の花手水や植栽が通りにうるおいを与えています。



長野地区のささら獅子舞



行田浮き城まつり



水城公園で行われる
各種マルシェ

◆景観づくりの課題

- 市民等の身近な景観づくりの取組、取組の継続性を支援する仕組みづくりが求められます。
- 市民等と本市固有の景観資源を掘り起こし、磨き上げる取組が求められます。
- 景観学習の実施等、市民の愛着の醸成が求められます。
- 人の営みも含めた景観の魅力を市内外へ発信する必要があります。

ビジョン編

第 2 章

- 1 景観づくりの基本理念・目標
 1. 行田市における景観づくり
 2. 景観づくりの基本理念・目標
- 2 景観づくりの方針
 1. 景観づくりの対象
 2. 骨格となる景観づくりの方針
 3. 身近な景観づくりの方針
- 3 重点的な景観づくり
 1. 重点的な景観づくりの方針

1 景観づくりの基本理念・目標

1. 行田市における景観づくり

本市の地域の特性が表れた景観を守り、育てる取組を「景観づくり」と定義します。

本市は、低地に広がるのびやかな水田と集落の織り成す田園風景が形成されており、古代から現在まで重層する歴史・文化は、市民の共有資産として現在に息づいています。こうした土壌の上にまち並みが形成されるとともに祭礼・行事・人々の営みが行われ、特色ある景観が形成されています。

住む人・訪れる人が美しいと感じる景観を次の世代につないでいくために、市の美しい景観に愛着と誇りを持ち、景観は地域の共有資産であるとの認識のもと、行政、市民、事業者が協働して景観づくりに取組みます。

2. 景観づくりの基本理念・目標

平坦な土地と古代から連綿と受け継がれる歴史・文化に育まれたまち並み、風土、精神が息づく本市の景観特性を踏まえ、景観づくりの基本理念、目標を次のとおり定めます。

1) 景観づくりの基本理念

ともにつくる
愛着と誇りを紡ぐまち 行田

2) 景観づくりの基本目標

(1) 暮らし・産業の基礎である自然・田園環境を守り、育む

平坦な土地にある本市では、大小の河川・水路等が流れ、景観の基盤・骨格を形成しています。この水の恵みによって育まれてきた、1年を通して彩りの豊かな田園・屋敷林の残る集落や市民に憩いの場として親しまれる河川・水路のほか、水辺の遊歩道・サイクリングロード等を守り育みます。

(2) 受け継がれてきた歴史・文化の蓄積を活かし、次世代に継承する

古墳、忍城の城下町、全国に誇る足袋のまちとして古代から連綿と受け継がれる歴史・文化に育まれた伝統や風格、まち並み、歴史的な資源を活かし、魅力を高めることで、次世代に継承します。

(3) 市民や観光客に親しまれ、市の顔となるエリアの魅力を高める

自然環境、歴史・文化に恵まれ、城下の町割りを受け継ぐまちなかと忍城址、埼玉古墳群、古代蓮の里等では、市の顔となるエリアが形成され、市民のみならず市外からも多くの人々が訪れ、親しまれています。公民の協働により、質の高い建築物等の誘導、自然環境や歴史・文化的資源の活用、歩く人にとっての魅力づくり等を推進し、エリアの魅力を高めます。また、エリア間を巡る回遊ネットワークの形成を進めます。

(4) 地域固有の資源を活かし、身近な暮らしの環境を豊かにする

地域ごとにみられる寺社等の歴史・文化的資源、緑地や公園、水辺、祭礼・行事等の資源を活かし、地域の景観と調和した建築物の誘導、まちなかの緑化等により身近な生活環境を豊かにします。

(5) 共有、参加、協働により、景観づくりをともに積み重ねる

世代を超えて受け継がれ、今後も守っていききたい景観や地域資源を、市民、事業者、行政が共有し、それぞれの役割に応じた参加と協働により、本市の個性や魅力を高めます。

3) 景観づくりの意義

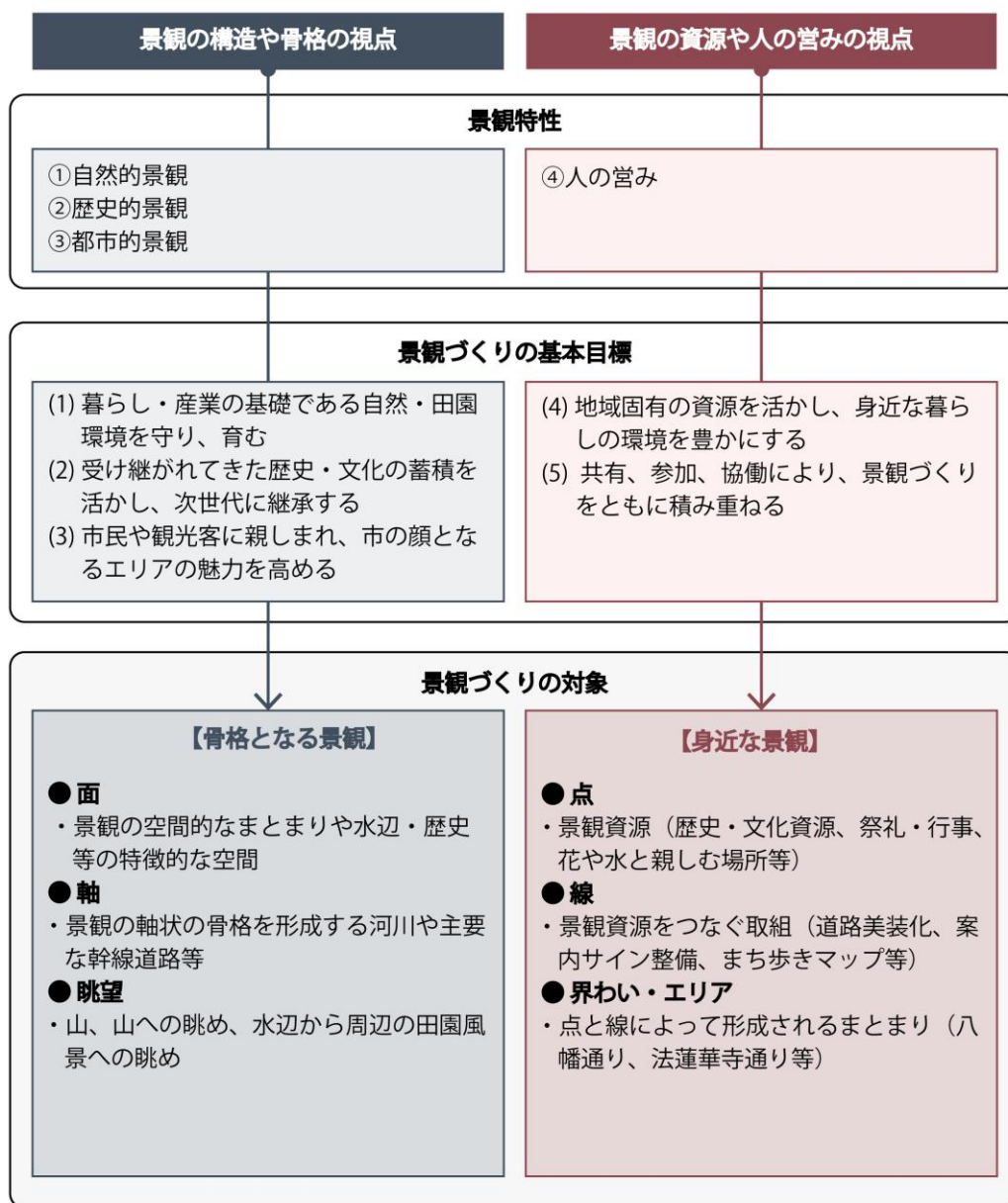
景観づくりは、景観や資源を守り育む活動であり、暮らしの環境を豊かにする等、市民の生活に密接に関係するものです。

活発な景観づくり活動や豊かな暮らしが表出したまちは、人を惹きつけ、観光や交流を促進し、地域に根付いた産業の振興やローカルビジネスの創出のきっかけになります。また、それらの取組を継続することは、自分たちが暮らす身近な地域への愛着、誇りの醸成、地域のブランディングにつながり、次世代に魅力あるまちを引き継ぐことにもなります。

2 景観づくりの方針

1. 景観づくりの対象

景観づくりの方針は、「景観の構造や骨格」と「景観の資源や人の営み」の視点に基づき、本市の景観特性や景観づくりの基本目標より、『骨格となる景観』及び『身近な景観』に区分し、整理します。



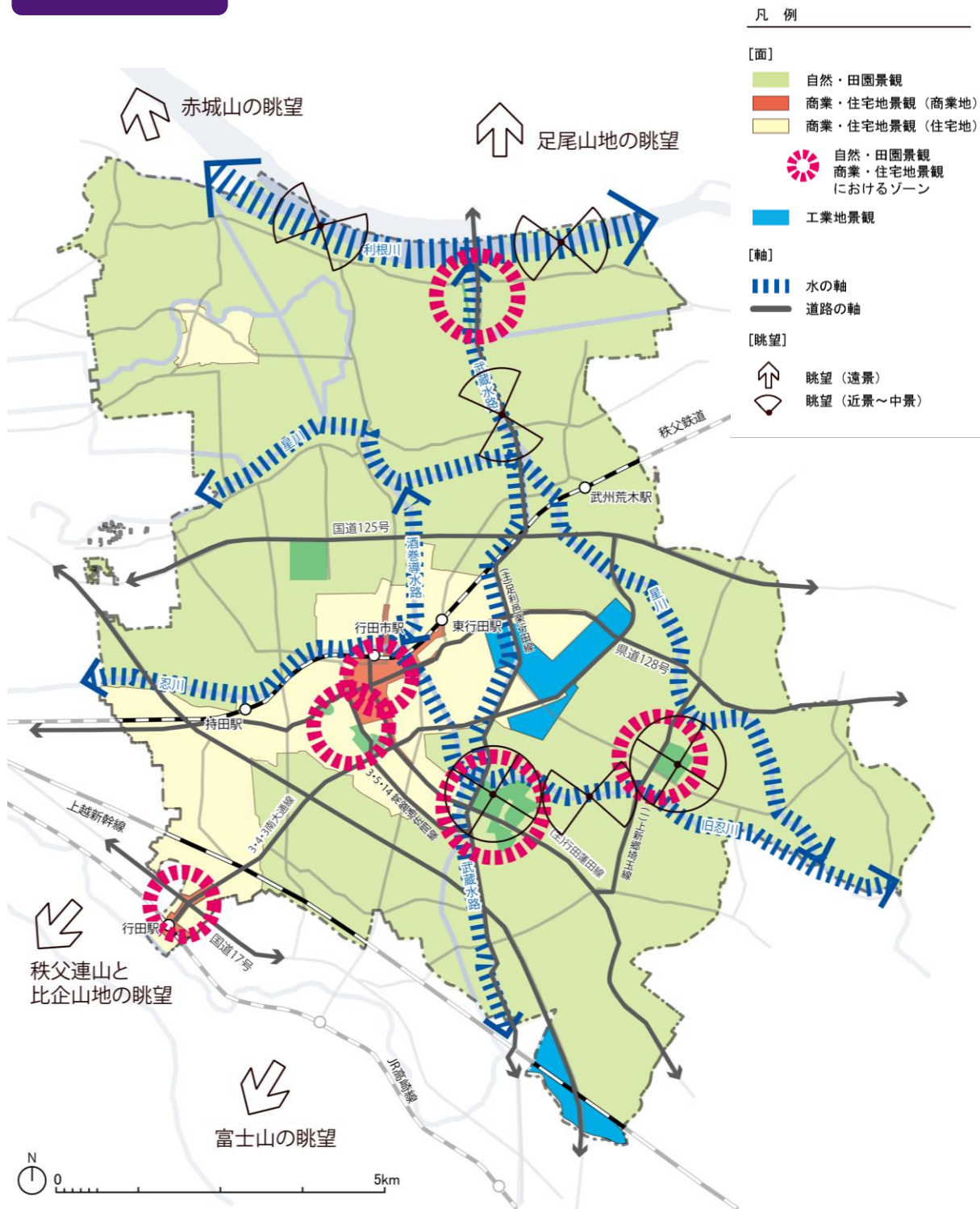
2. 骨格となる景観づくりの方針

1) 骨格となる景観づくりの対象

骨格となる景観づくりの対象を、「面」「軸」「眺望」と区分します。景観の空間的なまとまりに着目して市内を3つの「面」とし、そのうち特徴的な景観を持つ地域を6つの「ゾーン」に区分して、それぞれの景観特性を整理するとともに景観づくりの方針を示します。また、水路と道路に着目して2つの「軸」とし、一体的な景観づくりを行うほか、「眺望」に配慮した景観づくりの方針を示します。

| 区分 | | 対象 |
|----|----------|--|
| 面 | 自然・田園景観 | 市街化調整区域の全域 ゾーン ・さきたま古墳公園周辺 ・古代蓮の里周辺 ・利根大堰周辺 |
| | 商業・住宅地景観 | 市街化区域のうち、住居系、商業系、準工業地域に指定されている区域 ゾーン ・秩父鉄道行田市駅周辺 ・忍城址・水城公園周辺 ・JR 行田駅周辺 |
| | 工業地景観 | 市街化区域のうち、工業地域、工業専用地域に指定されている区域 地区計画により工業地域、工業専用地域と同等の用途が建築可能な区域 |
| 軸 | 水の軸 | 忍川、旧忍川、星川、武蔵水路等 |
| | 道路の軸 | 国道 17 号熊谷バイパス、国道 125 号、県道 128 号等 |
| 眺望 | | 富士山や赤城山、足尾山地、秩父連山と比企山地等 利根川からの山・山並みの眺め、旧忍川や水路沿いから田園への眺め、丸墓山古墳山頂、行田タワーから市街地や田園への眺め |

骨格となる景観



2) 面の景観づくりの方針

景観の空間的なまとまりに着目し、市域を3つの「面」に区分します。また、都市的な機能や本市の景観特性に着目し、特に特徴的な空間を形成している場所を「ゾーン」として区分します。

(1) 面

面を3つに区分し、特徴的な景観、景観づくりの方針を示します。

①自然・田園景観

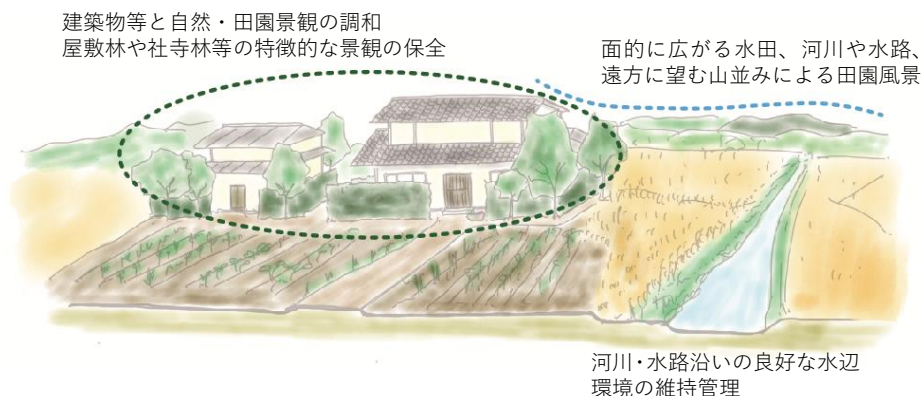
◆特徴的な景観

- 本市の北部や南東部には、面的に広がる水田、河川や水路、遠方に望む山並みが一
体となり、のびやかな田園景観が形成されています。
- 土地改良区による圃場整備等が行われたことにより、整然とした田園風景が広が
り、米、麦の二毛作による1年を通して彩りの豊かな景観が形成されています。
- 集落の屋敷林や社寺林等、地域の昔ながらの田園風景を思わせる景観が形成され、
田園風景のアクセントとなっています。

◆景観づくりの方針

地域の発展を支えてきた水と農の景観の保全

- 建築物等と自然・田園景観との調和
- 河川・水路沿いの良好な水辺環境の維持管理
- 屋敷林や社寺林等の特徴的な景観の保全



②商業・住宅地景観

本地域は、商業系用途地域に指定された地域を「商業地」、住居系用途地域及び準工業地域を「住宅地」とし、それぞれに特徴的な景観、景観づくりの方針を示します。

〔商業地〕

◆特徴的な景観

- 行田市駅や東行田駅周辺は、足袋蔵や足袋工場のほか、足袋産業に由来する服飾業、酒造店、奈良漬け店等、地域の歴史を継承する趣のあるまち並みが形成され、歴史的建造物を活用、リノベーションした店舗等も多くみられます。
- 忍城の城下町、足袋のまちとして発展した町割りや旧街道・水路の痕地等が複雑に残り、歩いて楽しいまち並みが形成されています。
- JR 行田駅の駅前通りは、中低層の商業施設が立地したまち並みが形成されています。

◆景観づくりの方針

歴史や文化を礎とした、にぎわいとうるおいのある市街地景観の形成

- にぎわいのあるまち並みの形成
- 安全で快適な歩行者空間や滞留空間の創出
- 主要公共施設や店舗を歴史的建築物と調和する外観に修景・高質化

公共建築物等に隣接した空地の有効活用



主要公共施設や店舗の修景や高質化

低層部に店舗等を配置し
にぎわいのある商業景観を創出

〔住宅地〕

◆特徴的な景観

- 戸建て住宅や低層の集合住宅等で構成され、宅地開発等により面的に整備された住宅地では落ち着きと緑のある良好な住環境が形成されています。
- 旧南河原村の中心部には、低層の住宅や商店、小学校や支所等の公共建築物等からなる市街地が形成されています。
- 富士見工業団地等の準工業地域では、やや規模の大きな店舗や工場、中低層の集合住宅、戸建て住宅が混在するまち並みとなっています。

◆景観づくりの方針

緑のうるおいやまとまりを持った、落ち着きのある住宅地景観の形成

- 落ち着いた色彩、規則性のある形態の住宅の維持・誘導
- 緑豊かな外構等の家先の景観づくり
- 公園や集会所等、身近なコミュニティ拠点の形成



③工業地景観

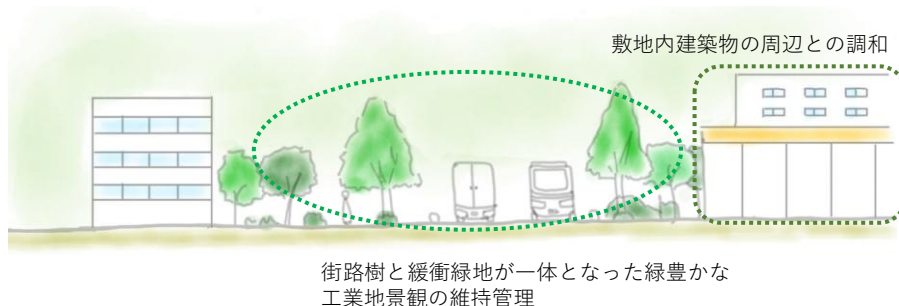
◆特徴的な景観

- 富士見工業団地、長野工業団地及び行田みなみ産業団地を中心とした工業地では、街路樹と緩衝緑地が一体となった、緑豊かな工業地景観が形成されています。

◆景観づくりの方針

街路樹等の周辺と敷地内の緑が一体となった緑豊かな工業地景観の形成

- 敷地内建築物の周辺との調和によるまとまりがある景観の形成
- 街路樹と緩衝緑地が一体となった緑豊かな工業地景観の維持管理



(2) ゾーン

ゾーンを6つに区分し、特徴的な景観、景観づくりの方針を示します。

①さきたま古墳公園周辺

◆特徴的な景観

- 国特別史跡「埼玉古墳群」を含めたエリア一体で都市公園として整備され、多くの市民、観光客が訪れる本市を代表する交流の場となっています。
- 古墳は、平坦な土地の中でアクセントとなっているほか、墳丘からの眺望、桜等の季節の彩りを感じられる場所として親しまれています。



全国でも珍しい登れる古墳として親しまれている丸墓山古墳



丸墓山古墳からの眺望

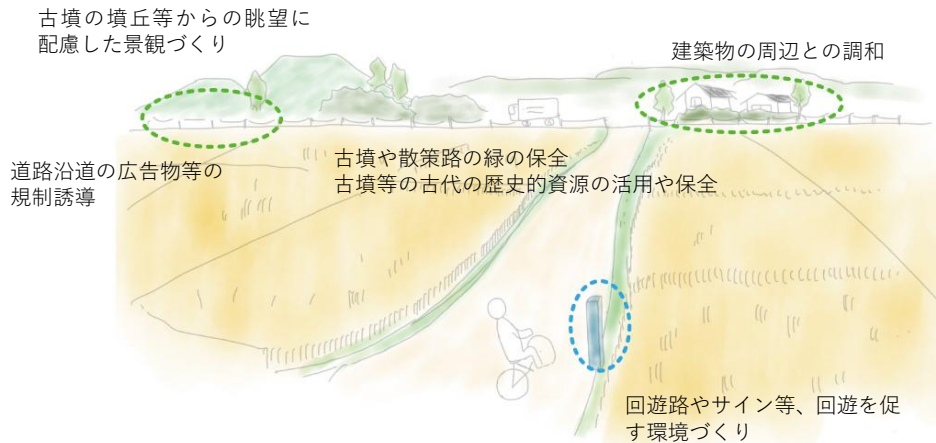


桜や菜の花等の季節の彩り

◆景観づくりの方針

古代の歴史と豊かな緑が調和した景観の形成

- 古墳や散策路の緑の保全
- 古墳等の歴史的資源の活用や保全
- 古墳の墳丘等からの眺望に配慮した景観づくり
- 周辺と調和した回遊路やサインの整備等、回遊を促す環境づくり
- 公園の豊かな緑や歴史的資源と調和した周辺の景観づくり



②古代蓮の里周辺

◆特徴的な景観

○古代蓮の里は、6月中旬から8月上旬にかけて咲き誇る蓮の花、平成20年（2008年）に始まった田んぼアートの会場として多くの市民や観光客が訪れるスポットであり、園内に建つ行田タワーは、観光のシンボルとなっています。



市内外から親しまれている田んぼアート



市の花に指定されている行田蓮（古代蓮）



観光のシンボルとなっている行田タワー

◆景観づくりの方針

観光のシンボルと豊かな緑が調和した景観の形成

- 古代蓮や田んぼアートをはじめとした特徴ある景観の創出
- 行田タワーからの眺望に配慮した景観づくり
- 周辺と調和した回遊路やサインの整備等、回遊を促す環境づくり
- 園内や散策路の緑と調和した周辺の景観づくり



③利根大堰周辺

◆特徴的な景観

- 利根大堰は、武蔵水路・見沼代水路・埼玉水路等の取水口であり、利根川中流域における利水を支える重要な役割を担っており、広大な自然景観を望むことができます。
- 河川敷に広がる広大な自然の草原（ヨシ原・オギ原）は、多くの野生の生物の生息・生育空間となっています。
- 市内及び近隣市町村の小学校の社会科見学にも活用されています。



利根川を横断する利根大堰

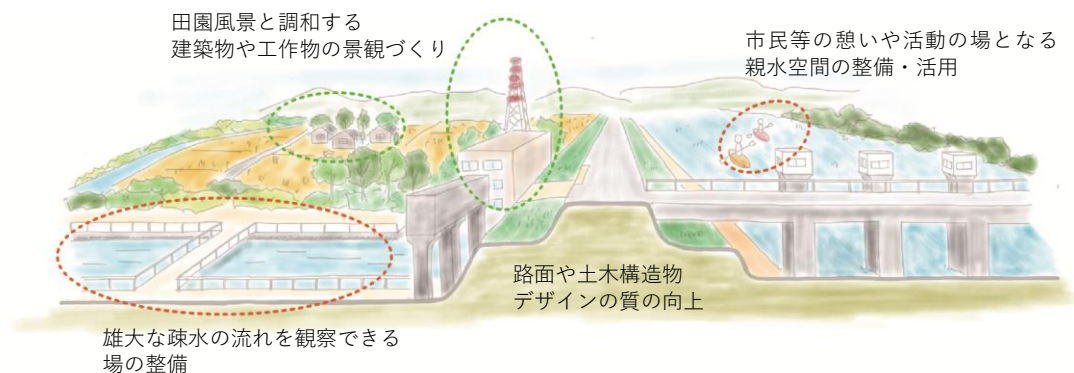


農業、工業、生活への利水を支える利根大堰と利根導水路

◆景観づくりの方針

雄大な利根川の眺めや田園ののびやかな景観の保全

- 河川、田園が織り成す風景に調和した景観の形成
- 雄大な利根川や利根大堰を望める場の整備
- 市民等の憩いや活動の場となる親水空間の整備・活用



④秩父鉄道行田市駅周辺

◆特徴的な景観

- 行田市駅周辺には複数の商店街、社寺、足袋蔵等の歴史的資源が集積し、本市の顔となっています。
- 行田市駅の北口・南口には駅前広場が整備され、北口には忍川沿いの桜並木と親水護岸が連続する空間が形成されています。
- まち並み景観形成先導モデル事業として沿道の建物等の修景整備や道路の美化が行われた八幡通り、個人商店が連なる本町商店街や新町商店街等では固有の景観が形成されており、親しみが感じられる通りとなっています。
- 足袋蔵等を巡る回遊路や案内サイン等が整備され、店先を彩る花手水の設置や足袋蔵の保全・活用等、行政と市民と事業者が協働して良好な景観づくりに取り組んでいます。
- 行田浮き城まつり、愛宕神社の酉の市、とうろう流し等の祭礼の場としても親しまれています。



秩父鉄道行田市駅南口



モデル事業として修景整備された八幡通り商店街のまち並み

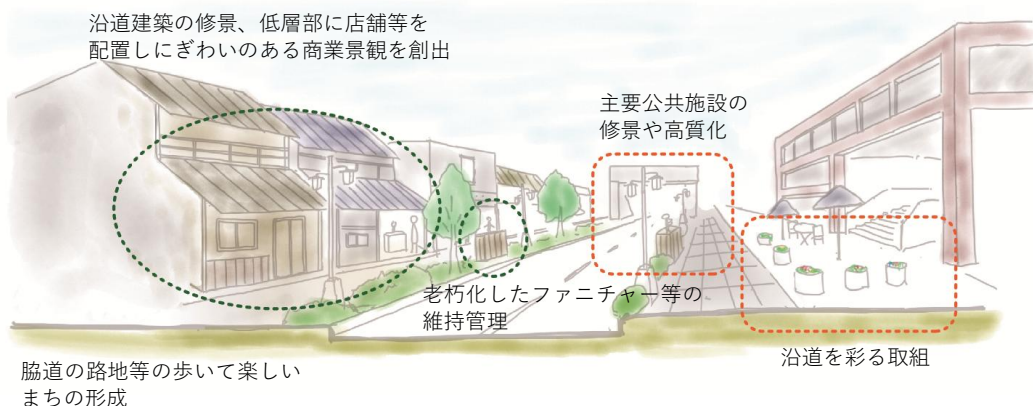


足袋産業関連施設をはじめとした歴史的資源が点在

◆景観づくりの方針

歴史的なまち並みと商店や住宅が調和した景観の形成

- 足袋蔵等の歴史的資源の保全・活用
- 歴史的資源と調和した景観の創出
- 修景整備されたまち並みや資源の集積を活かした歩いて楽しいまち並みの形成
- まちの結節点におけるサイン整備やゆとりある空間整備
- 城下町の町割りや水路の痕跡等を活かした空間整備
- 歩行者目線の空間整備による、にぎわいを感じられる景観の形成



⑤忍城址や水城公園周辺

◆特徴的な景観

- 旧忍城の本丸と諏訪曲輪の跡地に立つ忍城御三階櫓と郷土博物館、行政庁舎、水城公園等、規模が大きく、オープンスペースも多い、固有のシビックエリアが形成されています。
- 忍城バスターミナル観光案内所は観光やまちなか回遊の拠点であり、忍城址へのアクセス道としてせせらぎの遊歩道となっている「浮き城の径」や「東小路」とともに、良好な景観を形成しています。
- 忍城やかつての城堀を利用して整備された水城公園は、歴史のシンボルとなっており、忍城時代まつりや花手水ライトアップイベント、マルシェ等の様々な祭礼・行事の場として市内外から多くの人々が訪れるほか、日常の憩いの場として市民に親しまれています。



市のシンボルとなっている忍城御三階櫓



浮き城の径



アンブレラスカイに彩られた東小路



旧忍町信用組合店舗を利用した水城公園内のカフェ



季節を彩る花やマルシェ等で親しまれている水城公園



公共公益施設の集積

◆景観づくりの方針

豊かな水・緑と歴史が調和した地域のシンボルとなる景観の形成

- 忍城御三階櫓が眺望できるまち並みの維持
- 水城公園等の緑や水と調和した建築物や広告物等の誘導
- 歴史を伝える環境の継承や歴史的雰囲気を感じられる景観の形成



⑥JR 行田駅周辺

◆特徴的な景観

- JR 行田駅は、市内で最も乗降客数の多い駅であり、通勤・通学や観光の玄関口として重要な駅です。
- 駅前が再整備され、広々としたロータリーや観光案内所、交番等にみられる和風のデザインが特徴となっています。



JR 行田駅

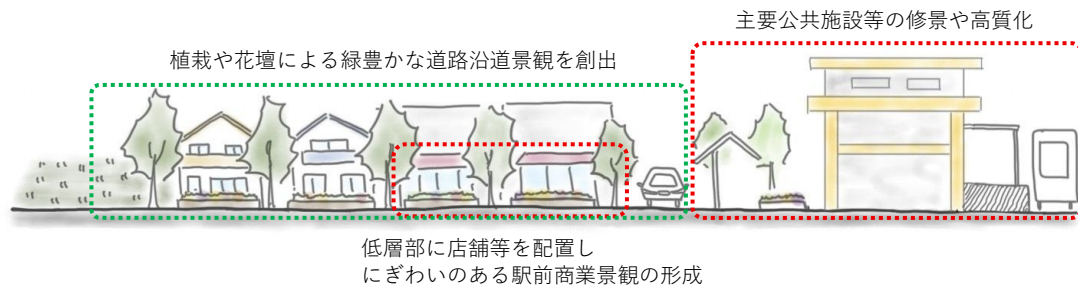


和風デザインに整備された駅前ロータリー

◆景観づくりの方針

方針：まちの玄関口にふさわしいにぎわいや活力が感じられる景観の形成

- 主要公共施設等の修景や高質化
- 植栽や花壇による緑豊かな道路沿道景観を創出
- にぎわいや親しみが感じられる駅前商業地景観の形成



3) 軸の景観づくりの方針

景観の軸状の骨格を形成するものとして、河川・水路等で構成される「水の軸」と、主に幹線道路で構成される「道路の軸」に区分します。

(1) 軸

軸を2つに区分し、特徴的な景観、景観づくりの方針を示します。

①水の軸

◆特徴的な景観

○大小の河川や水路が流れ、沿川の田園や市街地ではうるおいのある景観が形成されているほか、親水護岸やサイクリングロードが整備され、イベント会場や憩いの場となっています。

○近世以降に築造された橋りょうや堰等の土木遺産が市内に点在しています。



自然環境に配慮した護岸整備がされ、原風景を感じる河川（星川）



親水整備され、桜並木が親しまれている水路（酒巻導水路）

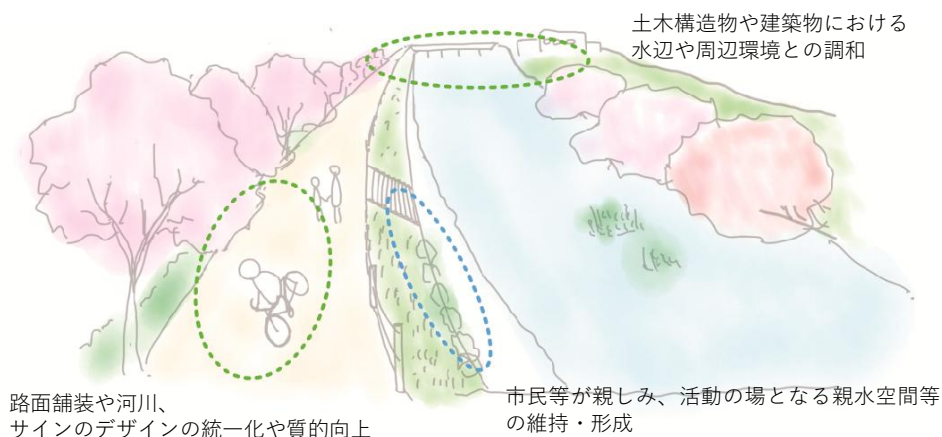


選奨土木遺産に認定されている忍川下流に架かる掘切橋

◆景観づくりの方針

豊かで親しみある水辺空間の維持・形成

- 市民等が親しみ、活動の場となる親水空間等の維持・形成
- 河川・水路等と河岸の緑、遊歩道、サイクリングロードの一体性を感じられる景観の創出
- 土木遺産の保全・活用
- 土木構造物や建築物における水辺や周辺環境との調和



②道路の軸

◆特徴的な景観

- 主要な幹線道路として、東西方向に国道 17 号、国道 17 号熊谷バイパス、国道 125 号、県道 128 号、南北方向に県道 66 号や県道 306 号等が通り、市内外を結ぶとともに、まちなかやさきたま古墳公園、古代蓮の里等へのアクセスとしても重要な軸となっています。
- 幹線道路沿道は、沿道型サービス施設が立地し、多種多様な沿道景観を構成するとともに、南大通り等の一部区間では街路樹が整備されています。



街路樹が整備された沿道景観



時計モニュメントのある交差点（県道 128 号）

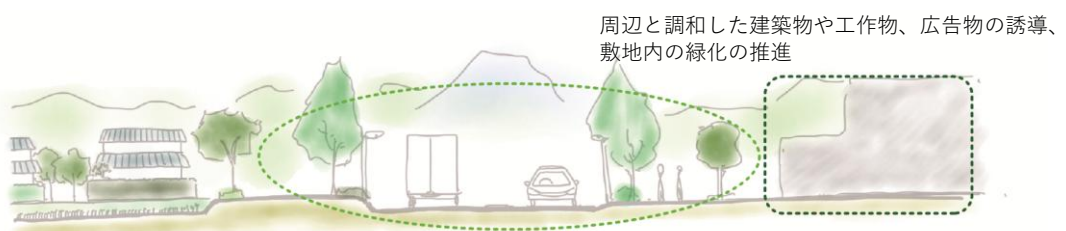


水城公園前のイチョウ並木

◆景観づくりの方針

周辺環境と調和した落ち着きとうるおいのある沿道景観の形成

- 敷地や接道部の緑化によるまち並みの連続性への配慮
- 周辺の土地利用や自然・田園景観とも調和した建築物や工作物、広告物の誘導、敷地内緑化の推進
- 沿道と周辺の風景が調和した景観づくりの推進



周辺と調和した建築物や工作物、広告物の誘導、敷地内の緑化の推進

敷地や接道部の緑化によるまち並みの連続性への配慮
沿道と周辺の風景が調和した景観づくりの推進

4) 眺望に配慮した景観づくりの方針

本市を取り巻く山々への眺め（遠景）と、水辺等から周辺の田園風景への眺め（近～中景）をあわせて眺望ととらえ、特徴的な景観と景観づくりの方針を示します。

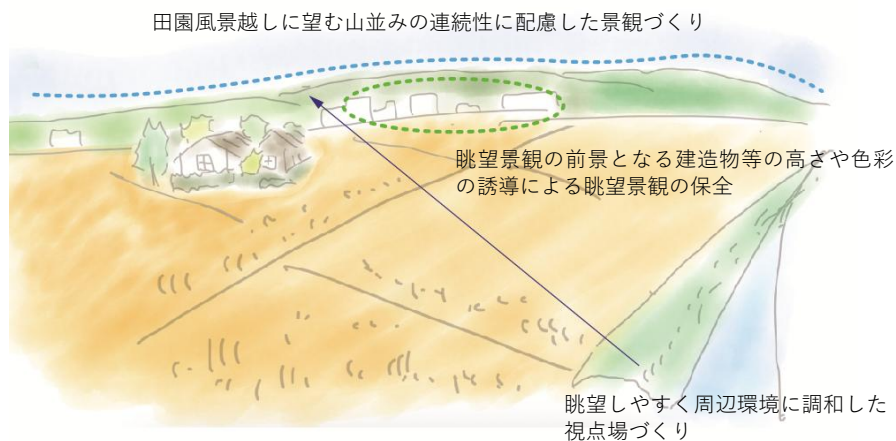
◆特徴的な景観

- 広々とした平坦な地形が特徴の本市は、北方に赤城山、男体山、日光白根山から皇海山、筑波山等の特徴ある山々、南方におだやかな稜線を持つ奥秩父連峰、富士山等、多様な山・山並みを望むことができます。
- 市内の小中学校校歌にも様々な山が歌われており、関東平野の中央部に位置する本市の広域的な位置づけを暮らしの中で認識させてくれる景観です。
- 利根川や旧忍川沿い等の河川・水路沿いからは山並みや田園を、丸墓山古墳や行田タワー等の高台からは市街地や田園を眺めることができます。

◆景観づくりの方針

のびやかな田園風景と遠方に山並みが望める眺望景観の維持・形成

- 眺望景観の前景となる建造物等の高さや色彩の誘導による眺望景観の保全
- 田園風景越しに望む山並みの連続性に配慮した景観づくり
- 眺望しやすく周辺環境に調和した視点場づくり

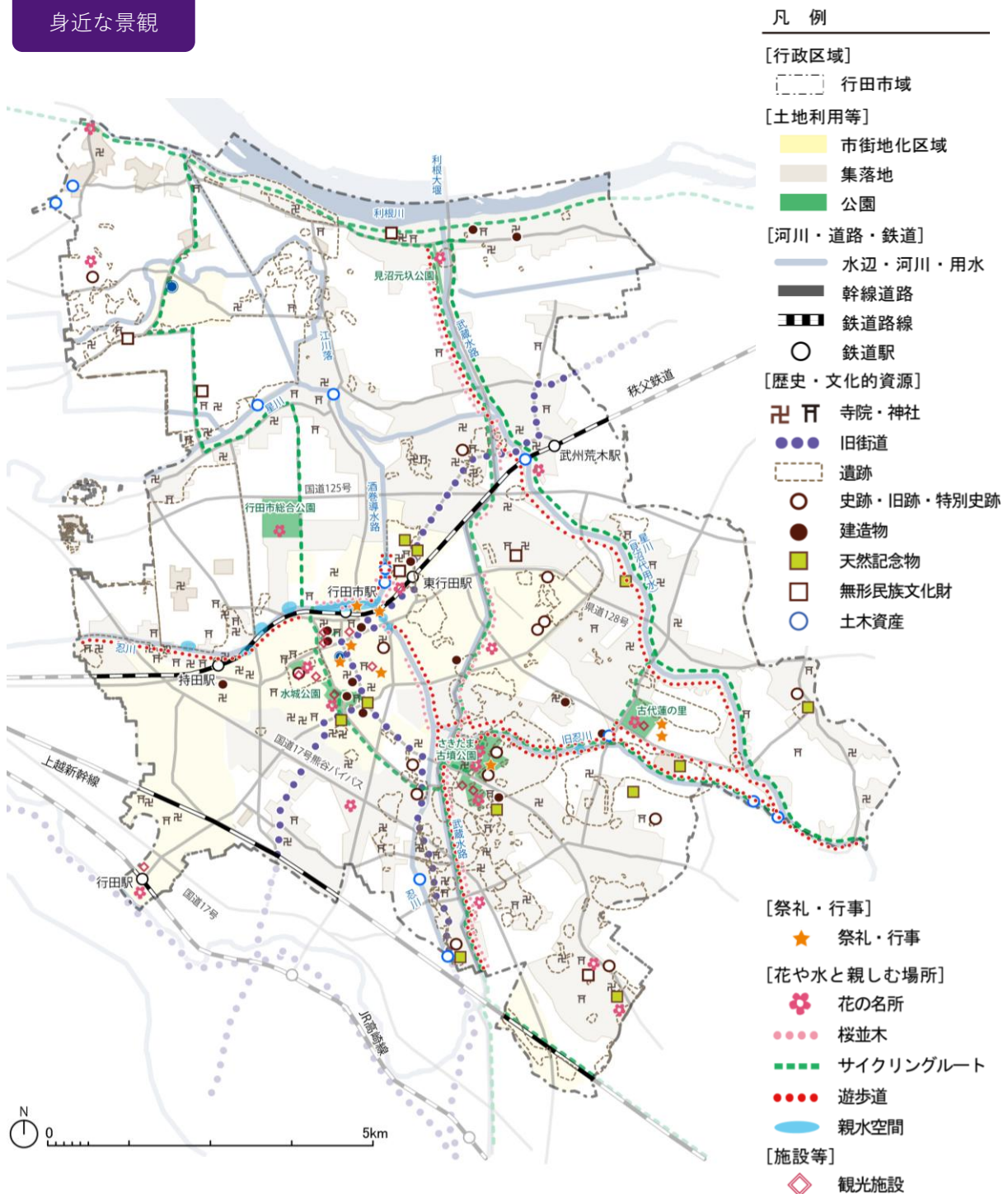


3. 身近な景観づくりの方針

1) 身近な景観づくりの対象

身近な景観づくりの対象として、地域で大切にされてきた歴史・文化的資源や特徴的な建造物等の景観づくりの核となる資源を点と位置づけます。それら景観資源を掘り起こし、周辺の魅力を高めるとともに、道路やサイン、回遊ルートの整備により線としてつなぎ、特徴的な景観をもつ界わい・エリアとなるよう官民連携で景観づくりを進めます。

身近な景観



2) 身近な景観づくりの方針

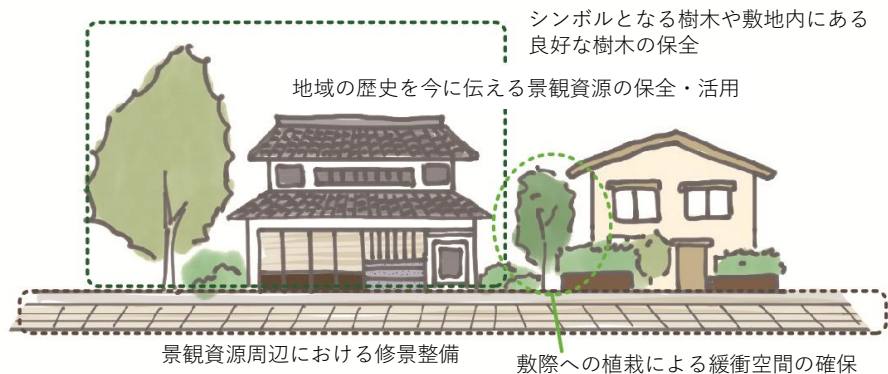
◆特徴的な景観

- 古墳や遺跡、忍城址と城下町、足袋のまちとして発展したまちなかは、市内外から多くの人が訪れています。
- まちなかや集落にある身近な歴史的建造物や社寺、お社や地蔵尊、近代遺産（洋風建築物・橋・水門等）等の多様な資源が存在し、固有の景観を創出しています。
- 歴史・文化を語り継ぐ建物や樹木のみならず、地域で受け継がれてきた産業や祭礼・行事、市内外から人が集まるイベント、花や水と親しむ場所、まちなかの花手水、その他景観資源の保全・活用など地域で暮らす人々の様々な活動によって、多彩な景観資源が生み出されています。

◆景観づくりの方針

まちなかや田園、集落を彩る多彩な景観資源を活かした景観の形成

- 有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産（※）等の市内外に認知・評価される資源の保全・活用
- 地域の歴史を今に伝える又は地域のシンボルとして親しまれている景観資源の保全・活用
- 市民共通の資産として親しまれる景観資源の創出
- 景観資源の周辺における資源と調和した修景整備



※土木遺産の顕彰を通じて歴史的土木建造物の保存に資することを目的として土木学会によって認定された土木構造

3 重点的な景観づくり

1. 重点的な景観づくりの方針

特に一体的な景観づくりに取り組む地区を「景観づくり推進地区」又は「景観づくり重点地区」に指定して、より重点的に景観誘導を図ります。本計画において、指定地区の抽出要件や候補地を示し、これまでの景観づくりの蓄積、今後の取組や機運の高まりなどを踏まえて段階的に指定を行います。

1) 景観づくり推進地区

景観づくり推進地区は、特に一体的な景観づくりに取り組む必要がある地区を指定します。歴史的なまち並みを有する地区、観光資源を有する地区など、以下のいずれかの要件を満たす地区を段階的に指定します。

| 景観づくり推進地区の抽出要件 |
|--|
| <input type="checkbox"/> 一体的な景観づくりに取り組む必要がある |
| <input type="checkbox"/> 本市らしい景観特性（シンボル性・歴史性・景観特性の一定の広がり、観光資源等）がある |
| <input type="checkbox"/> 市の顔となる空間ポテンシャルがある |
| <input type="checkbox"/> 景観づくりの蓄積がある又は予定されている |

2) 景観づくり重点地区

景観づくり重点地区は、市民、事業者等による景観づくりの蓄積及び機運の高まりがあり、特に一体的な景観づくりに取り組む必要がある 0.1 ヘクタール以上の地区など、以下のいずれかの要件を満たす地区を指定します。

| 景観づくり重点地区の抽出要件 |
|--|
| <input type="checkbox"/> 特に一体的な景観づくりに取り組む必要がある |
| <input type="checkbox"/> 本市らしい景観特性（シンボル性・歴史性・景観特性の一定の広がり、観光資源等）がある |
| <input type="checkbox"/> 景観づくりの蓄積や機運の高まりがある |
| <input type="checkbox"/> 重点地区指定のための景観計画変更についての提案が出された |

3) 景観づくり推進地区・景観づくり重点地区の候補

景観づくり推進地区、景観づくり重点地区の候補を下表のとおり示します。

行田市駅周辺や忍城址・水城公園周辺は足袋蔵等の歴史的資源が集積し、景観づくりの蓄積等もあることから、景観づくり推進地区として一体的に指定することも含め検討し、これまでの景観づくりの蓄積、今後の取組や機運の高まりなどを踏まえ段階的に決定します。

■景観づくり推進地区・景観づくり重点地区の候補と景観づくりのねらい

| 候補 | | ねらい | 備考 |
|------|------------|---|-------------------------------|
| 推進地区 | さきたま古墳公園周辺 | ・さきたま古墳公園の緑豊かな景観や古墳への眺望、古墳からの眺望などを保全する建築物、工作物、広告物の景観誘導 | |
| | 古代蓮の里周辺 | ・古代蓮の里の緑豊かな景観に調和した建築物、工作物、広告物の景観誘導 | |
| | 利根大堰周辺 | ・利根川及び利根大堰を活かし、自然を保全しながら観光やレクリエーション等に活用する取組を通じた拠点性の向上 | |
| | 秩父鉄道行田市駅周辺 | ・歴史・文化資源を活かした建築物、工作物、広告物の景観誘導や回遊環境の整備 ・水辺環境や緑豊かな環境(広場、街路樹等)の保全、創出 ・空地、空き家を活かした商店街のにぎわいや交流空間の創出 ・市民、団体等と連携した持続的な景観づくりの推進体制の構築 | ・優先的に検討 ・両地区を一体の地区とすることも検討 |
| | 忍城址・水城公園周辺 | ・シンボリック資源である忍城址及び水城公園の景観を保全する建築物、工作物、広告物の景観誘導 ・水辺環境や緑豊かな環境(広場、街路樹等)の保全、創出 | |
| | JR 行田駅周辺 | ・再整備された駅前広場を中心とした和風デザインの景観と調和した建築物、工作物、広告物の景観誘導 | |
| 重点地区 | 八幡通り周辺 | ・八幡通りまち並みづくり基本構想に位置づけた方針や修景ルールに基づく修景の推進 ・回遊を促進する環境の整備、取組の推進 | |

基準編

第 3 章

- 1 建築物等の景観づくり
 1. 建築物等の景観づくり
- 2 屋外広告物の景観づくり
 1. 屋外広告物の景観づくり
- 3 公共施設の景観づくり
 1. 公共施設の景観づくり
 2. 景観重要公共施設の指定

1 建築物等の景観づくり

1. 建築物等の景観づくり

1) 届出対象行為

大規模な建築物等は、周辺のまち並みや自然環境等に影響を及ぼす可能性があることから、景観計画区域（市内全域）を対象に、一定規模以上の建築物や工作物を対象として景観法第16条に基づく届出制度による景観誘導を行います。

また、景観づくりを通じて特に魅力向上が求められる主要な景観資源の周辺において、一定規模以上の物件の堆積や太陽光発電設備を届出対象行為に追加します。

届出対象となる行為の規模は下表のとおりです。

■景観計画区域（市内全域）における届出対象行為と規模

| 行為 | | 対象（※1） |
|---------------------|----------------------------------|---|
| 建築物 | 新築、増築、改築又は移転 | 高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの |
| | 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※2） | 高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの |
| 工作物 （太陽光発電設備は除く） | 新設、増築、改築又は移転 | 高さが15mを超えるもの |
| | 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※2） | 高さが15mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの |

■物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域（※3）に追加する届出対象行為と規模

| 行為 | 対象（※1） | |
|---------|--|--|
| 物件の堆積 | 堆積物の高さが1.5mを超え、かつ、行為の対象となる土地の面積が500㎡を超えるもの | |
| 太陽光発電設備 | 新設、増築、改築又は移転 | 行為の対象となる土地の面積が1,000㎡を超えるもの |
| | 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※2） | 行為の対象となる土地の面積が1,000㎡超を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの |

※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。この他、景観法や行田市景観条例・規則により届出の対象から除外される行為があります。

※2 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの届出が必要となります。

※3 規制区域の範囲は、p.43～p.46を参照してください。

2) 規制区域

景観法に基づく届出の対象となる区域を次表及び規制区域図のとおり設定します。

市域全域を景観計画区域と定め、都市計画の用途地域・地区計画にて3区域に区分し、それぞれの景観特性に応じた建築物・工作物の景観形成基準を定めます。

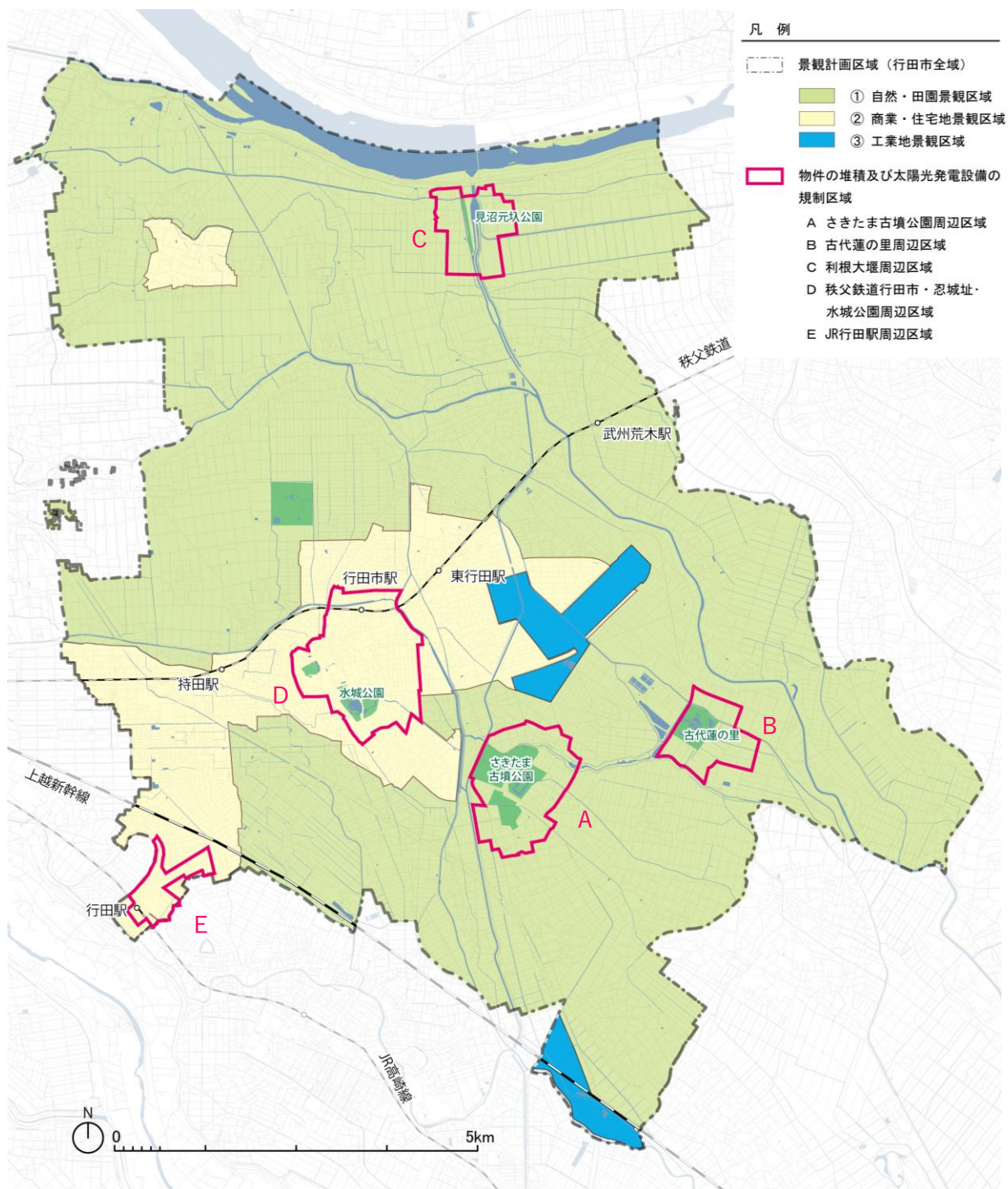
また、主要な景観資源の周辺を5区域に区分し、それら全ての区域で物件の堆積及び太陽光発電設備の規制を行います。

■景観計画区域、物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域と対象

| 区域名称 | | 対象 | |
|----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|--|
| 景 観 計 画 区 域 | 市内全域 (建築物・ 工作物の規 制区域) | ①自然・田園景観 区域 | 市街化調整区域 (行田みなみ産業団地区地区計画E地区に該当 する区域を除く) |
| | | ②商業・住宅地景観 区域 | 次の用途地域に該当する区域 ・第一種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 |
| | | ③工業地景観区域 | 次の用途地域等に該当する区域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・行田みなみ産業団地区地区計画E地区に該 当する区域 |
| 区 域 | 物件の堆積 及び太陽光 発電設備の 規制区域 ※1 | A さきたま古墳公園 周辺区域 | ①自然・田園景観区域のうち、さきたま古墳公 園を基本とした区域 |
| | | B 古代蓮の里周辺 区域 | ①自然・田園景観区域のうち、古代蓮の里、田 んぼアート会場を基本とした区域 |
| | | C 利根大堰周辺区域 | ①自然・田園景観区域のうち、利根導水路須加 樋管、武藏水路や見沼代用水への分流地点、見 沼元圀公園を基本とした区域 |
| | | D 秩父鉄道行田市駅・ 忍城址・水城公園 周辺区域 | ②商業・住宅地景観区域のうち、旧城下町の中心 であった忍城址をはじめ、水城公園や足袋蔵 等の歴史的資源の集積エリアを含む区域 |
| | | E J R 行田駅周辺区 域 | ②商業・住宅地景観区域のうち、J R 行田駅と その周辺を含む区域 |

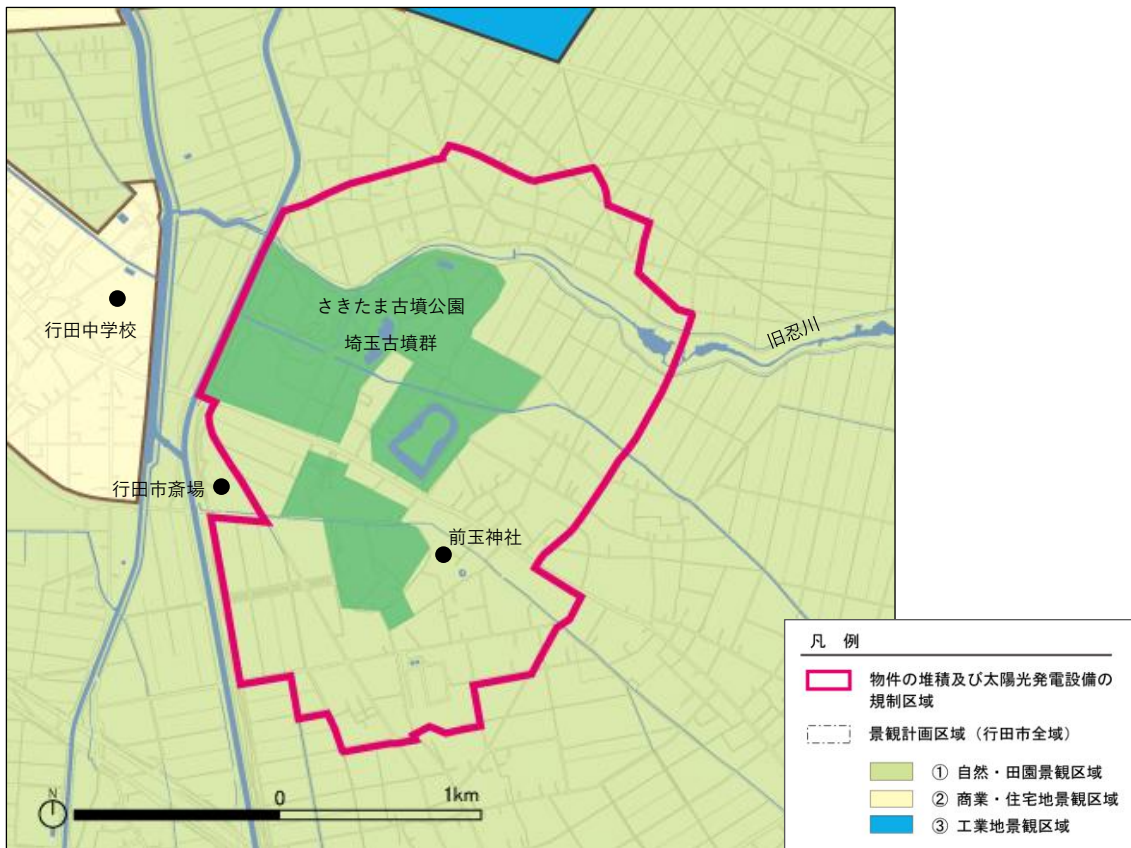
※1 規制区域の範囲は、p.43～p.46を参照してください。

■ 景観計画区域、物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域

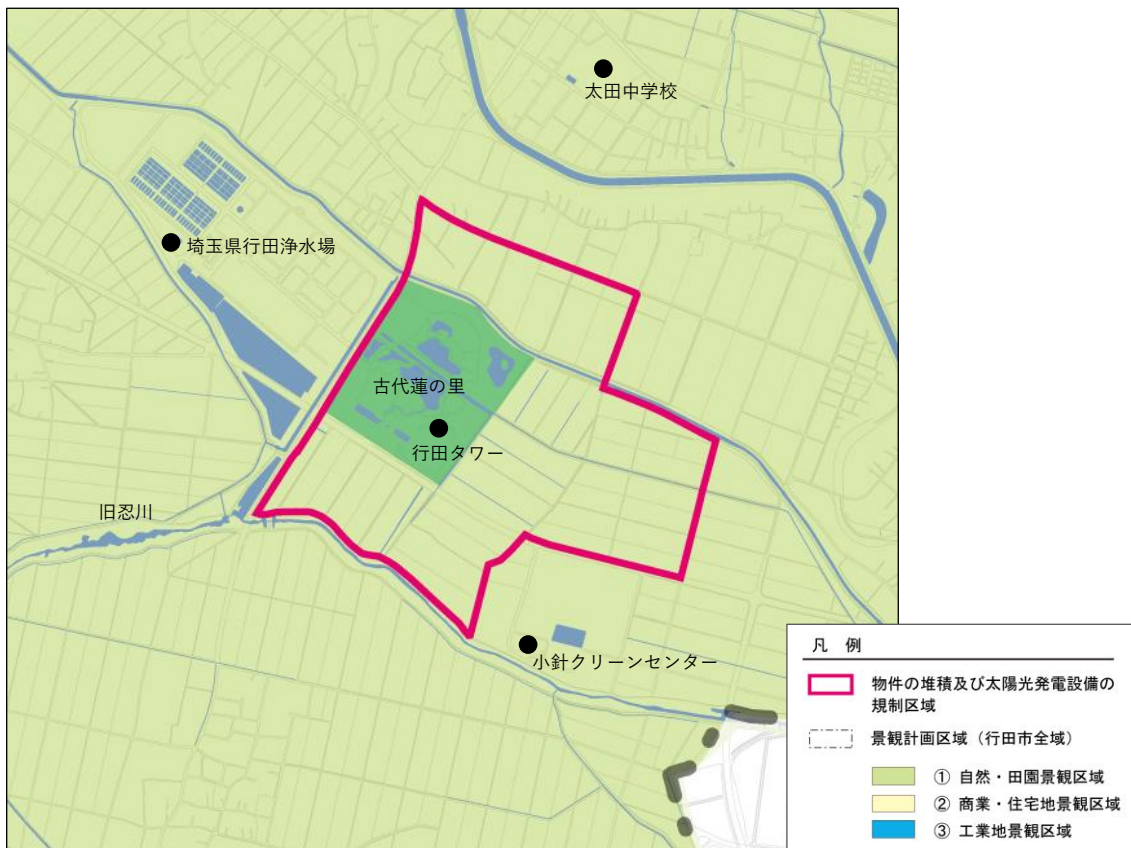


■ 物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域詳細

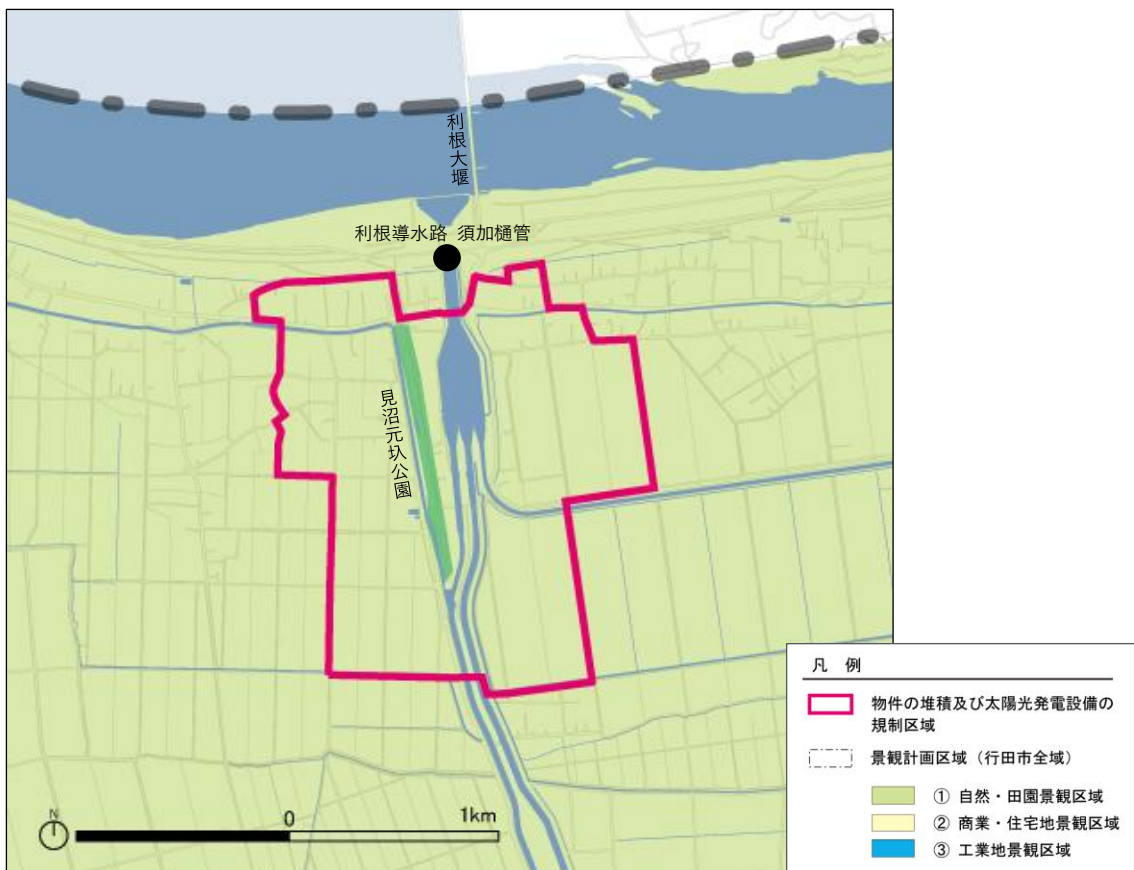
A さきたま古墳公園周辺区域



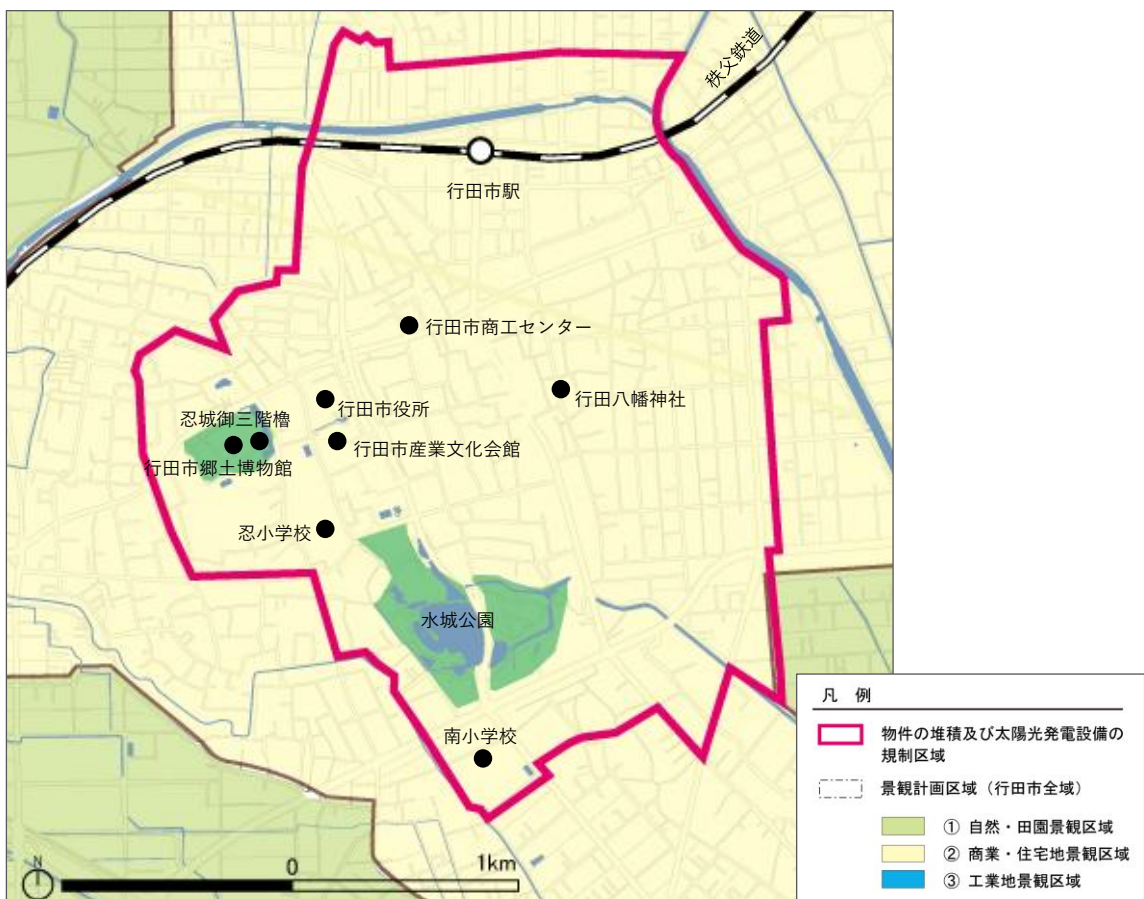
B 古代蓮の里周辺区域



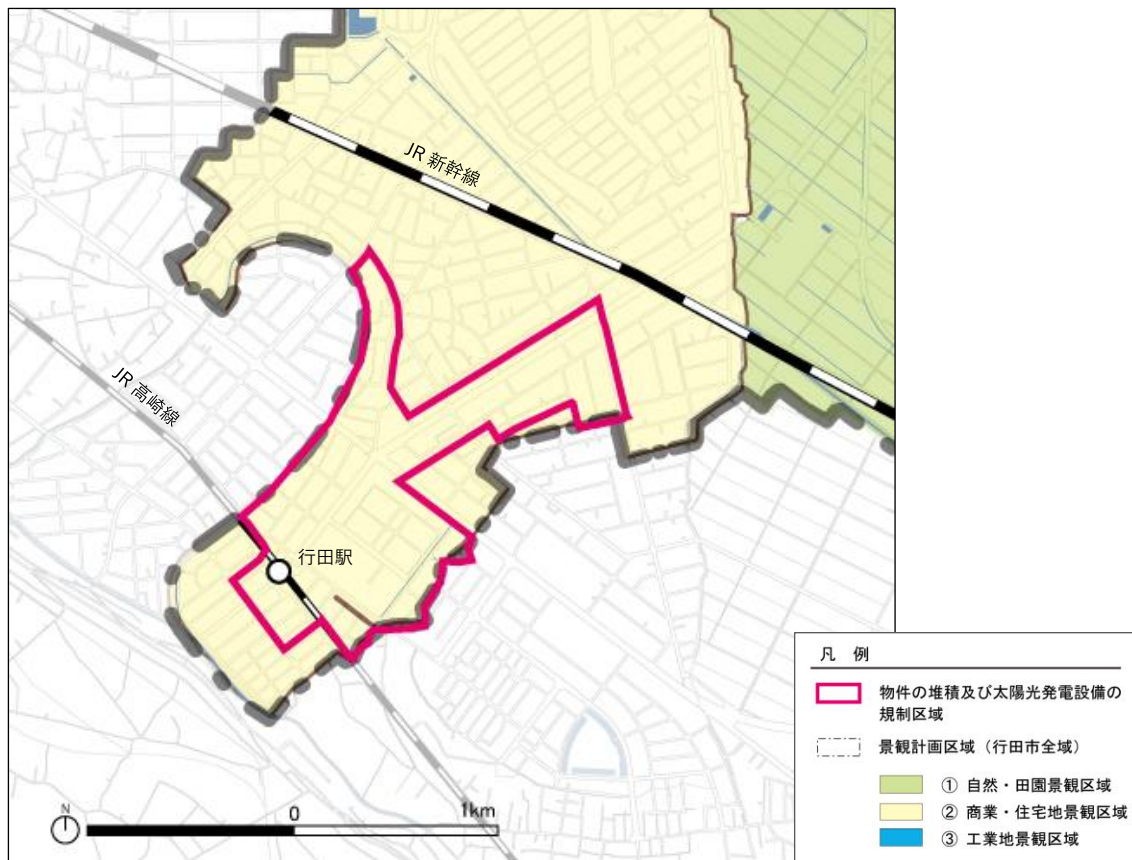
C 利根大堰周辺区域



D 秩父鉄道行田市駅・忍城址・水城公園周辺区域



E JR 行田駅周辺区域

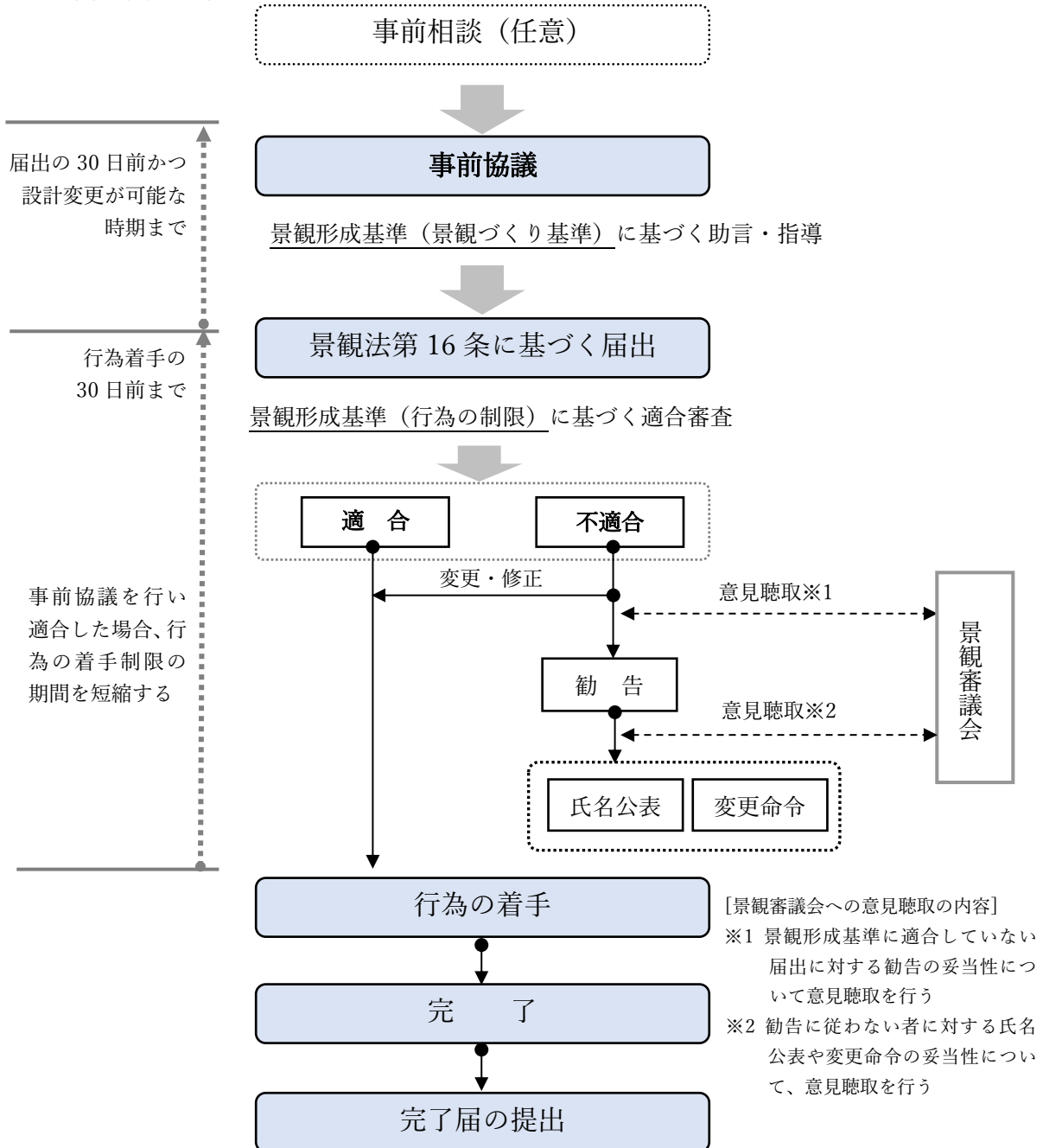


3) 手続きのフロー

届出が必要な行為は、景観法に基づく届出の30日前かつ設計変更が可能な時期までに事前協議を行うとともに、行為着手の30日前までに市長へ届出が必要です。

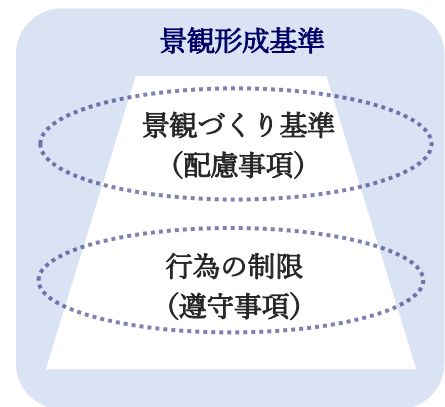
景観形成基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、勧告や氏名公表、変更命令を行うことがあります。

■建築行為等の手続きのフロー



4) 景観形成基準の構成と適合

景観形成基準は、景観づくり基準（配慮事項）と行為の制限（遵守事項）の2段階を設定します。届出対象行為は、景観づくり基準を尊重するとともに、行為の制限に適合させるものとします。



5) 景観計画区域（市内全域）における景観形成基準

景観計画区域（市内全域 p.43）において届出対象行為とする建築物・工作物（太陽光発電設備は除く）の景観形成基準を次のとおり定めます。

（1）建築物・工作物（太陽光発電設備は除く）の景観形成基準

■景観づくり基準（配慮事項） ※区域の記載がないものは全市共通の基準です。

| 区分 | 景観づくり基準（配慮事項） |
|--------------------------------|--|
| 配置・規模 （周辺景観 の中でのあ り方） | <ul style="list-style-type: none"> ○河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。 ○建築物等の配置・規模は、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を与えないようにする。 <p style="margin-left: 20px;">工業地景観区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地や緩衝帯（緑地）を確保する。 |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の外観を構成するものは、周辺のまち並みや建築物と調和したものとする。 ○建築物の外壁は、部材や色彩・素材等により分節化を図り、圧迫感を与えないようにする。 ○道路脇の擁壁や塀は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・化粧型枠等、自然素材等を活用した仕上げとする。 ・植栽による修景、法面緑化等、緑を活用した仕上げとする。 ・勾配を付ける、階段状の形態等、圧迫感を和らげる形態とする。 ○屋外階段、ごみ置き場、屋上設備、バルコニー等に設置する設備機器等は、次のいずれかの事項に従い、建築物本体と調和した形態及び色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な形態・意匠の壁面やルーバー等で囲う等、目立たないように工夫する。 ・外部から直接見えにくい位置に配置する。 ・緑化等により修景する。 |

| 区分 | 景観づくり基準（配慮事項） |
|---------------------|--|
| 形態・意匠 | <p>自然・田園景観区域</p> <p>○建築物等は、田園の広がりや河川等の自然及び古墳等の史跡と調和した形態・意匠とする。</p> <p>商業・住宅地景観区域</p> <p>○商店街の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、花や緑、花手水等の設置に配慮する。</p> <p>○住宅地の建築物等は、隣接する敷地や道路等との調和を図り、落ち着いた形態・意匠とする。</p> <p>○駅周辺の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、駅前のにぎわいを演出する形態・意匠とする。</p> <p>工業地景観区域</p> <p>○敷地内の建築物等は、一体の建築群となるよう、相互に形態・意匠の調和を図る。</p> |
| 色彩・素材 | <p>○建築物及び工作物の外観の色彩は、区域別に定める別表：色彩の誘導基準（p.53）に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の5分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。</p> <p>○建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩とする。</p> <p>○多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。</p> <p>○アクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。</p> <p>○大規模な建築物は、圧迫感を与える暗い色彩や鮮やかな色彩を避ける。</p> <p>○照明は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とし、点滅を避ける。</p> <p>○金属板やガラス等は、光を強く反射する材料の使用を避ける。</p> |
| 外構・緑化 | <p>○道路等の公共空間に面する部分は、圧迫感を与えず、周辺景観と調和するよう、県産植木等の樹種を使用し緑化に努める。</p> <p>○外周のフェンスは、建築物の形態・意匠や周辺景観と調和した落ち着いた色彩とする。</p> |
| 太陽光発電設備（建築物に付属する場合） | <p>○建築物に付属する太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の高さは、建築物の最上部（勾配屋根の頂部）を超えないようにする。 ・太陽光発電設備をルーバー等により修景する。 ・太陽電池モジュール（パネル）は、黒、濃紺、またはダークグレーなどの色彩を使用し、防眩仕様とする。 |
| 景観資源への配慮 | <p>○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態意匠とする。</p> <p>○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は保全、活用する。</p> |

■行為の制限（遵守事項）

| 区分 | 行為の制限（遵守事項） |
|-------|--|
| 色彩・素材 | <p>○建築物及び工作物の外観の色彩は、区域に別に定める別表：色彩の制限基準（p.54）に示す基準に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の3分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。</p> <p>○点滅する光源が形成する面積の合計が、外観の各立面積の3分の1以内とする。</p> |

6) 物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域における景観形成基準

物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域（p.44～p.46）において届出対象行為とする物件の堆積及び太陽光発電設備の景観形成基準を次のとおり定めます。

(1) 物件の堆積の景観形成基準

■景観づくり基準（配慮事項）

| 区分 | 景観づくり基準（配慮事項） | | |
|---|--|---|---|
| 配置・規模 （周辺景観の中でのあり方） | ○河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。 | | |
| 堆積の方法 遮蔽 | <p>○資材等の堆積は、周辺の景観と調和するよう、可能な限り低く抑えるとともに整然と堆積し、植栽や塀等で遮蔽・修景する。</p> <p>○外部から堆積物が見えにくいよう、敷地の外周には空地を確保し、敷地の中央部に堆積物を配置する。</p> <p>○遮蔽物は、高さを抑え、色彩は建築物及び工作物に示す別表：色彩の誘導基準（※）に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の5分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域…………… </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: middle;"> } 自然・田園景観区域 (p.53) に準ずる } 商業・住宅地景観区域 (p.53) に準ずる </td> </tr> </table> <p>○主要な公共施設や景観資源等と隣接、又は河川・水路、道路その他の公共の場所から見た際に背景や前景に位置する場所に堆積しないよう配慮する。</p> | ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域…………… | } 自然・田園景観区域 (p.53) に準ずる } 商業・住宅地景観区域 (p.53) に準ずる |
| ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域…………… | } 自然・田園景観区域 (p.53) に準ずる } 商業・住宅地景観区域 (p.53) に準ずる | | |
| 景観資源への配慮 | <p>○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態・意匠とする。</p> <p>○歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に堆積しない。</p> | | |

■行為の制限（遵守事項）

| 区分 | 行為の制限（遵守事項） | | |
|---|---|---|---|
| 堆積の方法 遮蔽 | <p>○周囲から堆積物が見えないよう、植栽や塀等で遮蔽・修景する。</p> <p>○資材等の堆積及び遮蔽物の高さは、3mを超えない。ただし遮蔽物が樹木の場合を除く。</p> <p>○遮蔽物の色彩は、建築物及び工作物に示す別表：色彩の制限基準（※）に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の3分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域…………… </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: middle;"> } 用途地域が定められていない区域 (p.54) に準ずる } 用途地域が定められている区域 (p.54) に準ずる </td> </tr> </table> | ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域…………… | } 用途地域が定められていない区域 (p.54) に準ずる } 用途地域が定められている区域 (p.54) に準ずる |
| ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域…………… | } 用途地域が定められていない区域 (p.54) に準ずる } 用途地域が定められている区域 (p.54) に準ずる | | |

(2) 太陽光発電設備の景観形成基準

■景観づくり基準（配慮事項）

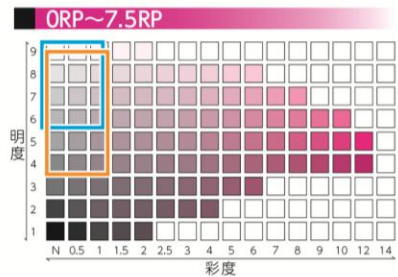
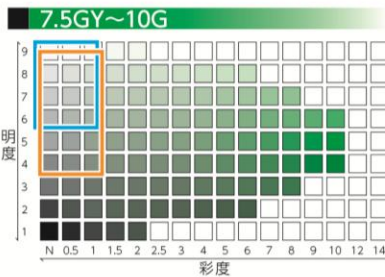
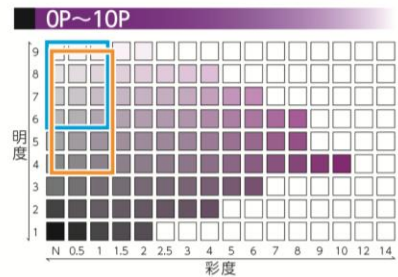
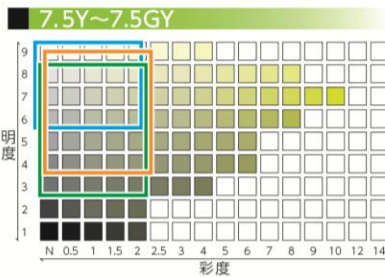
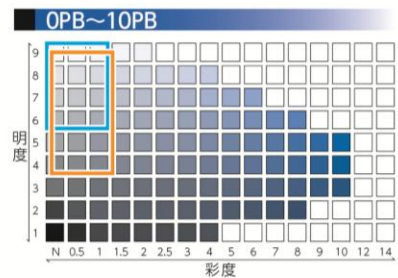
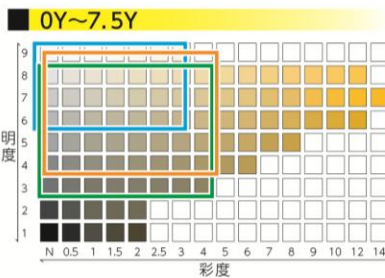
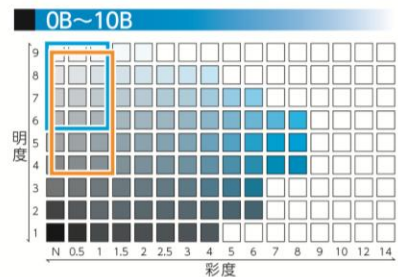
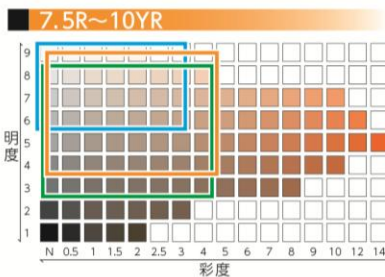
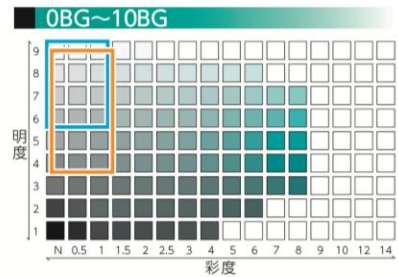
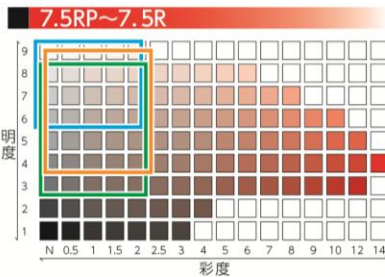
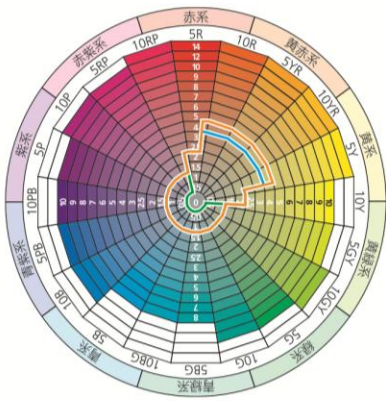
| 区分 | 景観づくり基準（配慮事項） | | | | | | | | |
|------------------------|---|----------------------|----------------------------|------------------|-----------------|---------------------|-----------------------------|----------|-------------------|
| 配置・規模 （周辺景観の中でのあり方） | ○河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。 | | | | | | | | |
| 設置の方法 遮蔽 | <p>○太陽光発電設備は、敷地境界からできる限り後退させる。</p> <p>○太陽光発電設備の高さをできる限り低くする。</p> <p>○太陽光発電設備を植栽やルーバーにより修景する。</p> <p>○太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）や附属設備及び敷地境界周辺の遮蔽物等の色彩は、建築物及び工作物に示す別表：色彩の誘導基準（※）に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の5分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。</p> <table border="1" style="border-style: dashed; width: 100%;"> <tr> <td>※A さきたま古墳公園周辺区域……………</td> <td rowspan="3">} 自然・田園景観区域 (p.53) に準ずる</td> </tr> <tr> <td>B 古代蓮の里周辺区域……………</td> </tr> <tr> <td>C 利根大堰周辺区域……………</td> </tr> <tr> <td>D 秩父鉄道行田市駅・忍城址……………</td> <td rowspan="3">} 商業・住宅地景観区域 (p.53) に準ずる</td> </tr> <tr> <td>水城公園周辺区域</td> </tr> <tr> <td>E JR 行田駅周辺区域……………</td> </tr> </table> <p>○太陽電池モジュール（パネル）は、周辺への反射の少ない角度とする。</p> <p>○主要な公共施設や景観資源等と一体的に見える位置に設置する場合は、周辺からの見え方に特に配慮する。</p> | ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… | } 自然・田園景観区域 (p.53) に準ずる | B 古代蓮の里周辺区域…………… | C 利根大堰周辺区域…………… | D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… | } 商業・住宅地景観区域 (p.53) に準ずる | 水城公園周辺区域 | E JR 行田駅周辺区域…………… |
| ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… | } 自然・田園景観区域 (p.53) に準ずる | | | | | | | | |
| B 古代蓮の里周辺区域…………… | | | | | | | | | |
| C 利根大堰周辺区域…………… | | | | | | | | | |
| D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… | } 商業・住宅地景観区域 (p.53) に準ずる | | | | | | | | |
| 水城公園周辺区域 | | | | | | | | | |
| E JR 行田駅周辺区域…………… | | | | | | | | | |
| 景観資源への配慮 | <p>○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態・意匠とする。</p> <p>○歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に設置しない。</p> | | | | | | | | |

■行為の制限（遵守事項）

| 区分 | 行為の制限（遵守事項） | | | | | | | | |
|----------------------|---|----------------------|-------------------------------|------------------|-----------------|---------------------|------------------------------|----------|-------------------|
| 色彩・素材 | <p>○太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）や附属設備及び敷地境界周辺の遮蔽物等の色彩は、建築物及び工作物に示す別表：色彩の制限基準（※）に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の3分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。</p> <table border="1" style="border-style: dashed; width: 100%;"> <tr> <td>※A さきたま古墳公園周辺区域……………</td> <td rowspan="3">} 用途地域が定められていない区域 (p.54) に準ずる</td> </tr> <tr> <td>B 古代蓮の里周辺区域……………</td> </tr> <tr> <td>C 利根大堰周辺区域……………</td> </tr> <tr> <td>D 秩父鉄道行田市駅・忍城址……………</td> <td rowspan="3">} 用途地域が定められている区域 (p.54) に準ずる</td> </tr> <tr> <td>水城公園周辺区域</td> </tr> <tr> <td>E JR 行田駅周辺区域……………</td> </tr> </table> <p>○太陽電池モジュール（パネル）は、原則として、黒、濃紺、またはダークグレーなどの色彩を使用し、防眩仕様とする。</p> | ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… | } 用途地域が定められていない区域 (p.54) に準ずる | B 古代蓮の里周辺区域…………… | C 利根大堰周辺区域…………… | D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… | } 用途地域が定められている区域 (p.54) に準ずる | 水城公園周辺区域 | E JR 行田駅周辺区域…………… |
| ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… | } 用途地域が定められていない区域 (p.54) に準ずる | | | | | | | | |
| B 古代蓮の里周辺区域…………… | | | | | | | | | |
| C 利根大堰周辺区域…………… | | | | | | | | | |
| D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… | } 用途地域が定められている区域 (p.54) に準ずる | | | | | | | | |
| 水城公園周辺区域 | | | | | | | | | |
| E JR 行田駅周辺区域…………… | | | | | | | | | |

■別表 色彩の誘導基準（配慮事項）

| 対象 | 区域 | 誘導イメージ | 色相 | 明度 | 彩度 |
|---|-------------|-------------------------------|---|-------|-----|
| 建築物・工作物の外観の色彩／物件の堆積の遮蔽物の色彩／太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）や附属設備、遮蔽物の色彩 | ①自然・田園景観区域 | 自然や田園になじむ暖かく落ち着いた色彩 | 7.5R~7.5Y | 3~8 | 4以下 |
| | | | 7.5RP~7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y~7.5GY(7.5GYは含まない) | 3~8 | 2以下 |
| | ②商業・住宅地景観区域 | 住宅地、商業地としてのメリハリの中にも品格が感じられる色彩 | 7.5R~7.5Y | 4~8.5 | 4以下 |
| | | | 7.5RP~7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y~7.5GY(7.5GYは含まない) | 4~8.5 | 2以下 |
| | | | 7.5GY~7.5RP | 4~8.5 | 1以下 |
| | ③工業地景観区域 | 先進性が感じられる明るく圧迫感の少ない色彩 | 7.5R~7.5Y | 6~9 | 3以下 |
| | | | 7.5RP~7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y~7.5GY(7.5GYは含まない) | 6~9 | 2以下 |
| | | | 7.5GY~7.5RP | 6~9 | 1以下 |



色彩基準による使用推奨範囲

- ①自然・田園景観区域
- ②商業・住宅地景観区域
- ③工業地景観区域

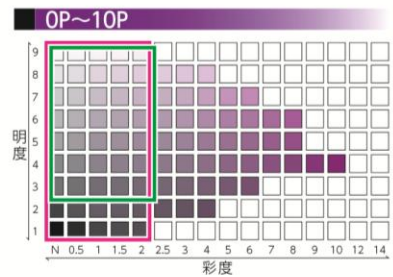
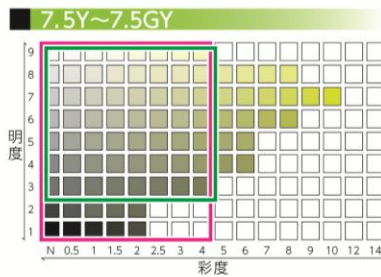
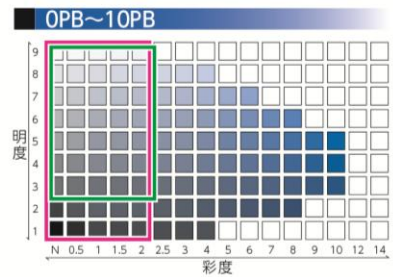
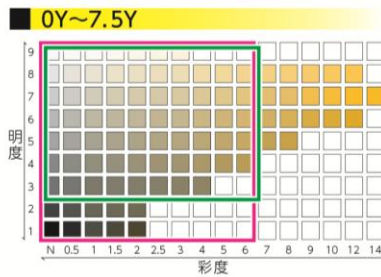
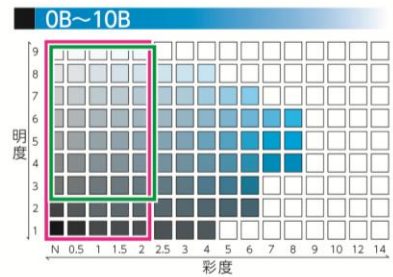
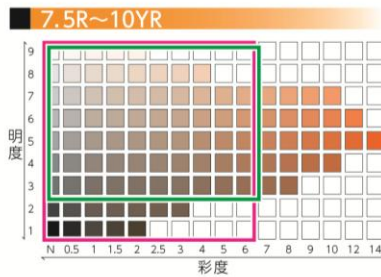
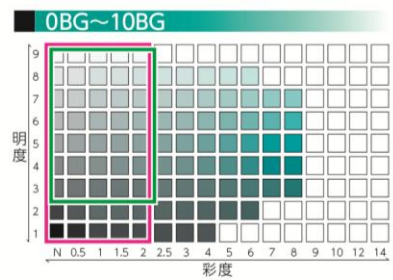
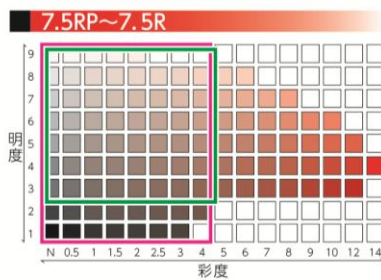
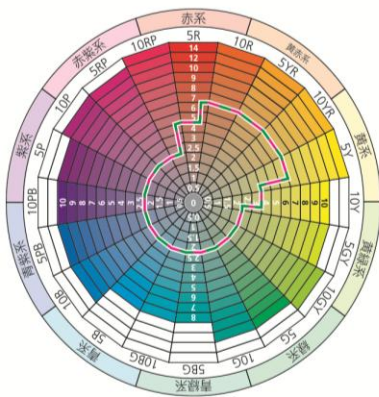
※ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の5分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。

■別表 色彩の制限基準（遵守事項）

| 対象 | 区域 | 色相 | 明度 | 彩度 |
|---|--------------------|---|-------|-----|
| 建築物・工作物の外観の色彩／物件の堆積の遮蔽物の色彩／太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）や附属設備、遮蔽物の色彩 | 用途地域が定められていない区域 ※1 | 7.5R～7.5Y | 2を超える | 6以下 |
| | | 7.5RP～7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5GYは含まない) | 2を超える | 4以下 |
| | | 7.5GY～7.5RP | 2を超える | 2以下 |
| | 用途地域が定められている区域 ※2 | 7.5R～7.5Y | — | 6以下 |
| | | 7.5RP～7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5GYは含まない) | — | 4以下 |
| | | 7.5GY～7.5RP | — | 2以下 |

※1 ①自然・田園景観区域に該当する区域で使用可能な範囲

※2 ②商業・住宅地景観区域、③工業地景観区域に該当する区域で使用可能な範囲

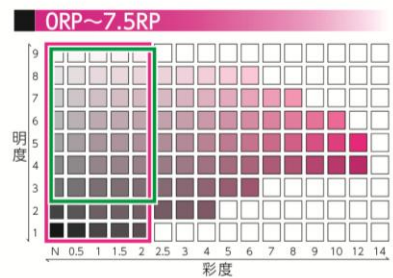
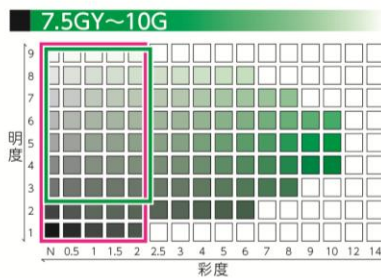


色彩基準による使用可能範囲

用途地域が定められていない区域

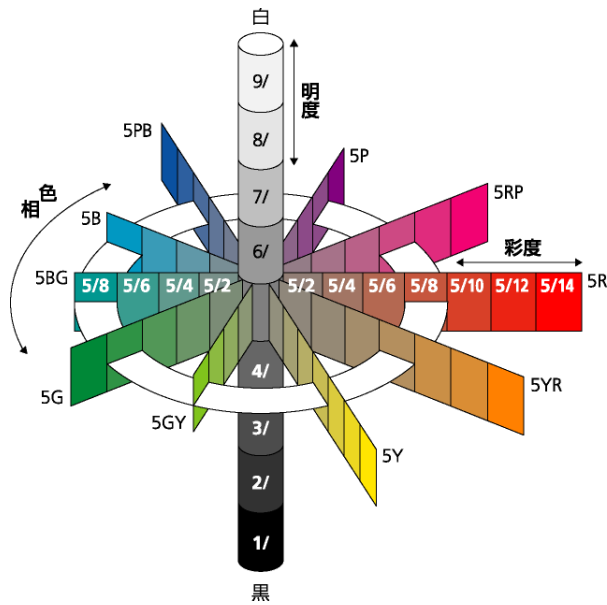
用途地域が定められている区域

※ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の3分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。



参考 色彩基準（マンセル値）の読み方

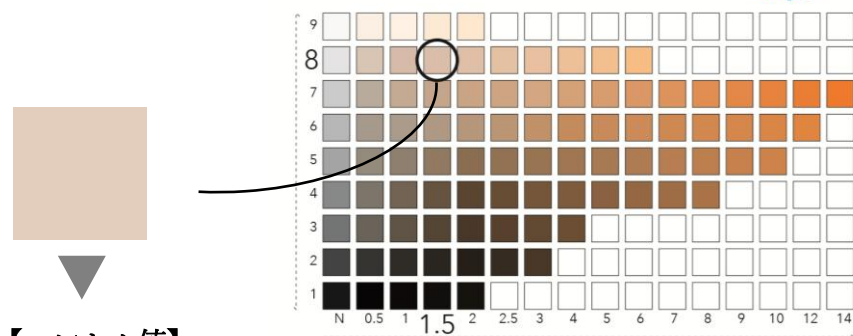
本計画では、色彩基準をマンセル値（日本産業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。）で示しています。マンセル値は、JISにも採用され多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相（しきそう）」「明度（めいど）」「彩度（さいど）」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色等といった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。



■色を表す3つの属性

- 色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット(R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Y等のように表記します。
- 明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。
- 彩度は、あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレー等の無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は16程度です。

■マンセル値の読み方



【マンセル値】

色彩の3属性を組み合わせる記号で、以下のように読みます。

ごワイアール はち の いてんどご

5 YR **8.0/1.5**

色相 明度 彩度

2 屋外広告物の景観づくり

1. 屋外広告物の景観づくり

屋外広告物は、良好な景観づくりを推進する上で重要な要素であることから、建築物や工作物の形態・意匠等にあわせ、適切な誘導を図ることが求められます。

そのため、重点的な景観づくりを行うエリア（景観づくり推進地区・景観づくり重点地区）については、埼玉県屋外広告物条例の許可基準に加え、景観法に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を配慮事項として定め、事前協議により誘導を図ります。

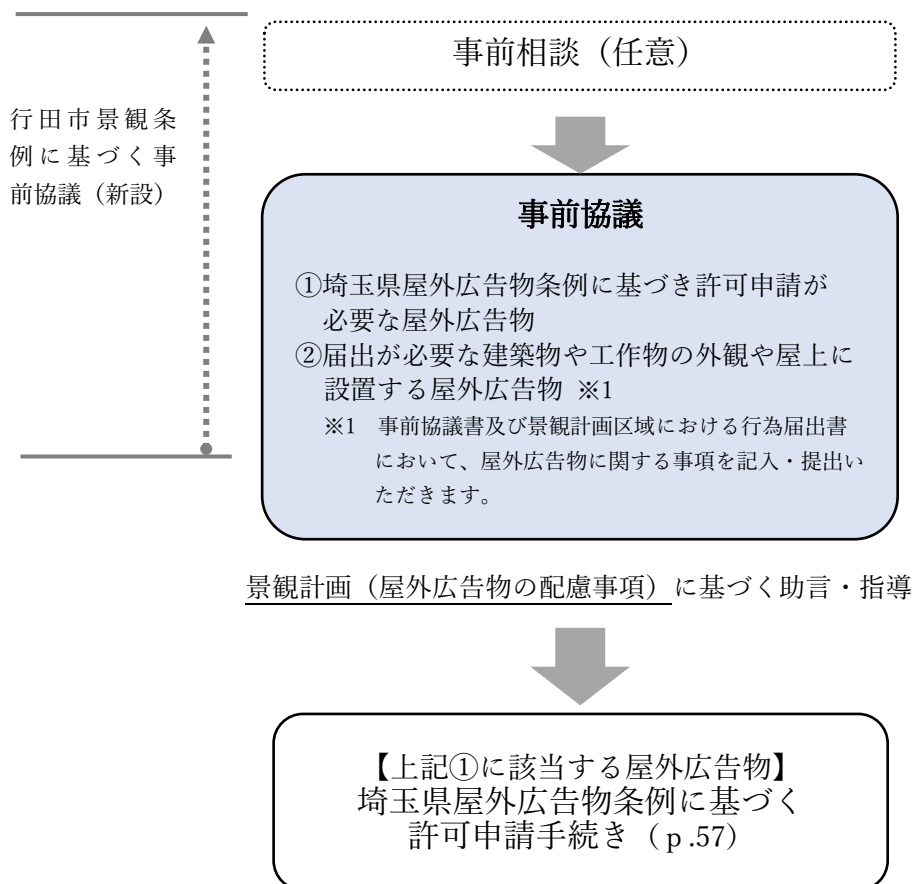
1) 手続きのフロー

景観づくり推進地区・景観づくり重点地区に設置する屋外広告物のうち、次のいずれかに該当する屋外広告物は、埼玉県屋外広告物条例に基づく許可申請手続きに先立ち、屋外広告物の配慮事項（p.58）に基づく事前協議を実施します。

【事前協議の対象となる屋外広告物】

- ①埼玉県屋外広告物条例に基づき許可申請が必要な屋外広告物
- ②届出が必要な建築物や工作物の外観や屋上に設置する屋外広告物

■屋外広告物の手続きのフロー

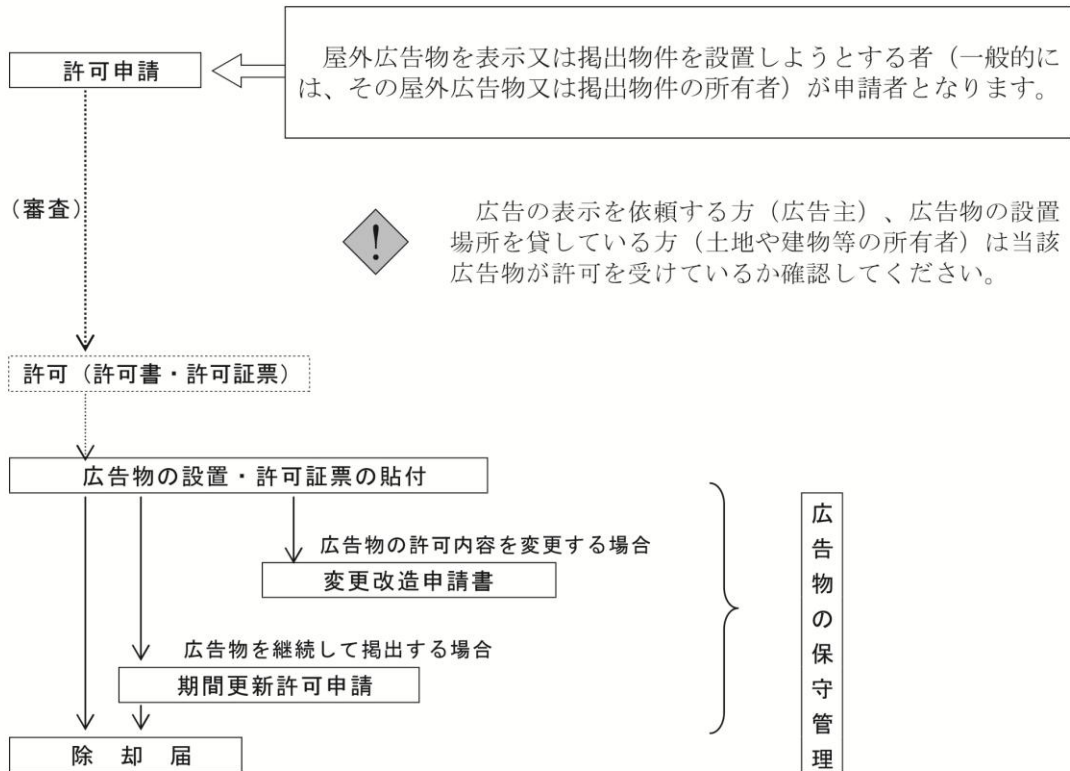


参考

●埼玉県屋外広告物条例に基づく許可申請手続きの流れ

出典：埼玉県屋外広告物条例のしおり（令和7年（2025年）4月版）

屋外広告物の許可の手続きは、次のとおりです。



2) 屋外広告物の配慮事項

次のとおり、屋外広告物の配慮事項を定めます。

■屋外広告物の配慮事項

| 区分 | 配慮事項 |
|----------|---|
| 配置・規模 | <ul style="list-style-type: none"> ○広告物で壁面を覆い尽くすこと、高い位置にデジタルサイネージを掲出することを避ける。 ○眺望に影響する場所では屋上広告物の掲出を控える。 ○広告物の数はできるだけ減らし、同じ表現を繰り返さないよう表示する。 |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ○見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。 |
| 色彩・素材 | <ul style="list-style-type: none"> ○色は3色以下とする等、使用する色の数はできるだけ減らす。 ○建築物等と広告物の色彩やデザインの調和を図る。 ○素材の持つ質感や演出装置としての照明等を工夫する。 |
| 景観資源への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した、配置や規模、形態・意匠とする。 |

参考

●埼玉県屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物のあり方）

第3条 広告物又は掲出物件は、良好な景観の形成を妨げ、若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであつて、それぞれの地域環境との調和を図るように配慮されたものでなければならない。

（禁止広告物）

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

●埼玉県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（許可地域等の許可基準）

第2条の2 条例第6条第2項本文に規定する許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用するにより色調を整えてあること。
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (3) 裏面及び側面が美観を損なわないものであること。

3 公共施設の景観づくり

1. 公共施設の景観づくり

道路、河川、公園及び公共建築物等の公共施設は、良好な景観づくりのための先導的な役割担うことから、行田市景観条例第 26 条に基づき、景観づくりの基本的な指針や運用についての事項を定めたガイドラインを策定し、公共施設の整備における協議等を行います。

また、国、県、その他法人が景観計画区域内で公共施設の整備を行う場合において、当該地域の良好な景観づくりに資するよう、ガイドラインに適合した整備を行うよう要請します。

2. 景観重要公共施設の指定

道路、河川、公園等の公共施設（景観法第 8 条第 2 項第 4 号に定める特定公共施設）が良好な景観づくりに資する場合は、下記の指定方針に基づき当該施設管理者と協議の上、景観重要公共施設に指定します。

| 景観重要公共施設の指定方針 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・景観上優れた外観を有し、良好な景観づくりに資するもの・地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの・地域のシンボリックな施設として市民に広く親しまれているもの・適切な維持管理が行われているもの・景観づくり推進地区、景観づくり重点地区及びその周辺の景観づくりにおいて特に重要なもの |

推進編

第4章

- 1 景観づくりの推進方策
 1. 景観づくりの推進方策
- 2 景観づくりの推進体制
 1. 景観づくりの推進体制

1 景観づくりの推進方策

1. 景観づくりの推進方策

本計画で掲げた景観づくりの基本目標、方針を実現するための推進方策を記載します。方策はビジョン編に対応し、骨格となる景観づくりと身近な景観づくりに分けて記載するとともに、景観づくりを推進する土壌を耕すことを目的として、普及啓発についても記載します。

| | | |
|---------|-------------------|------------------|
| 推進方策の凡例 | 【取組の主体】 | 【取組の実施期間】 |
| | 公：行田市 | 短期：概ね5年以内に着手 |
| | 民：市民、団体、事業者 | 中長期：概ね5～10年以内に着手 |
| | ○：一人ひとりからはじめられる取組 | |

1) 骨格となる景観づくりの推進方法

面、ゾーン、軸、眺望等、市の骨格となる景観づくりの取組を記載します。

(1) 建築物・工作物の景観誘導 短期 公

景観法第16条に基づく届出、事前協議制度等を活用したメリハリある届出制度の運用により場所の特性に即した景観づくりを推進します。

(2) 屋外広告物の景観誘導 短期 公

重点的な景観づくりを行うエリアについては、屋外広告物を景観の重要な構成要素として位置付け、景観の配慮事項を示すとともに事前協議制度の運用により、景観の観点でも協議・誘導を図ります。

(3) 公共施設の景観誘導 短期 公

道路、河川、公園及び公共建築物等の公共施設は、良好な景観づくりのための先導的な役割担うことから、行田市景観条例26条に基づき、景観づくりの基本的な指針や運用についての事項を定めたガイドラインを策定し、公共施設の整備における協議等を行います。

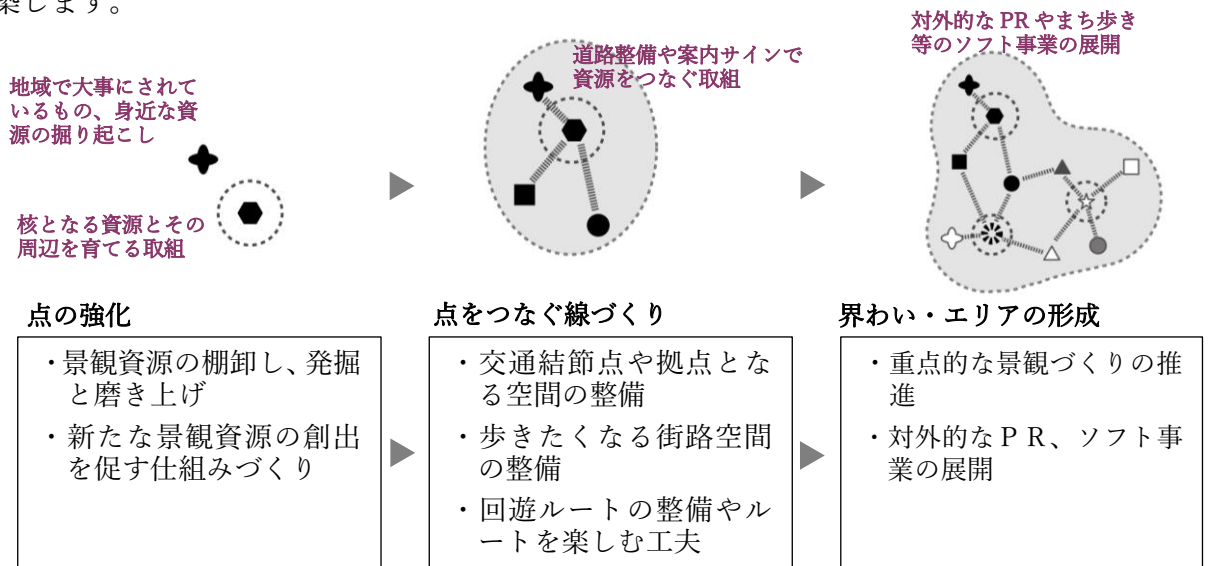
(4) 重点的な景観づくり 優先度の高い地区：短期 中長期 公 民

重点的な景観づくりを行うエリアとして本計画に指定要件や候補地を示している景観づくり推進地区・景観づくり重点地区については、これまでの景観づくりの蓄積、今後の取組や機運の高まりなどを踏まえて段階的に指定を行います。指定地区においては、より細やかな基準等を別に定め、行政、市民、事業者が目標を共有して更なる景観誘導を図ります。

2) 身近な景観づくりの推進方法

身近な景観資源を活かし、市民ひとりから始められる取組を記載します。

場所により特性や景観資源、取組の状況は様々であることから、景観づくりに取組む個人や団体が、取組の段階に応じて、活用・参加しやすいステップアップ型の施策を構築します。



(1) 点の強化

①景観重要建造物・景観重要樹木の指定

中長期

公 民

- ・道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、指定方針のいずれかの要件に該当する建造物・樹木のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて、所有者と協議し、景観重要建造物・景観重要樹木として指定します。

| 景観重要建造物・樹木の指定方針 |
|--|
| <input type="checkbox"/> 建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有している (歴史・文化的な意義がある、地域における生活や産業から形成された地域固有のものである、景観づくりに先導的な特徴がある等) |
| <input type="checkbox"/> 地域のシンボリックな存在であり、市民に広く親しまれているものであること |
| <input type="checkbox"/> 景観的な価値が対内的に評価されているものであること (県、国の景観表彰を受賞したもの／登録有形文化財／本市独自の景観資源制度等を創設した場合はその認定を受けたもの等) |

(景観重要建造物の指定候補例)

- ・旧小川忠次郎商店店舗及び主屋、武蔵野銀行行田支店店舗、十万石ふくさや行田本店店舗、大澤家住宅、彩の国景観賞(満る岡)、蒸気機関車「C5726」貴婦人、旧忍町信用組合店舗 等

(景観重要樹木の指定候補例)

- ・前玉神社の榎、真名板薬師堂の公孫樹、長久寺の公孫樹、佐間天神社の樺群、遍照院の椎 等

②新たな景観資源の創出 中長期

- ・空き家、空き店舗、低未利用地を活かして新たな景観資源を創出します。民
- ・空き家等と活用者のマッチング支援や改修補助等を検討します。公

③個人や地域で始める景観づくり 短期 中長期

- ・軒先の清掃や植栽・花植え等、道路その他公共の場所からの見え方に配慮します。民 公
- ・身近な公園や河川・水路の美化活動等へ参加します民 公

【市内の実践】公園や河川の美化活動

- ・自治会による公園の花植えやボランティア団体による河川の美化・自然に親しむ活動等、民間が主体となった景観づくりが行われています。



環境整備ボランティアによって花植えがされている公園内の花壇



市民活動の場にもなっている忍川

(2) 点をつなぐ線づくり

①まち並みづくり認定 短期 公 民

- ・隣り合った三軒以上の人たちが協力して景観づくりを行う協定を結び、市が認定する制度の構築を検討します。花手水や花壇の設置、植栽、イルミネーションの設置など身近で実践できる活動を近隣で協力して行うことが想定されます。

【市内の実践】軒先を花や緑で彩る取組

- ・軒先や店先を花や緑、あしらいもので彩っている住宅や店舗もみられ、身近な景観づくりを楽しんでいる様子が伺えます。
- ・まちなかでは花手水を設置する取組が進められています。

②巡りたくなる道づくり 短期 中長期

- ・交通結節点や街路空間の整備、休憩施設やサイン等の整備を推進します。公
- ・自転車走行空間やサイン等の整備と維持管理、シェアモビリティの拡充を図ります。公
- ・安全で快適な歩行空間と良好なまち並み景観づくりのため、無電柱化を推進します。公
- ・回遊ルートの整備やルートの魅力強化、周知を推進します。公 民
- ・街路や回遊ルートの美化活動や植栽・花植え等を行います。民 公

(3) 界わい・エリアの形成

①景観資源のネットワーク化

中長期

公 民

- ・良好な景観資源を紹介するオリジナルグッズの製作、観光関係者や事業者等との協働によるツアー開催等、景観資源の整備・活用を図ります。
- ・花手水を活かしたイベント、回遊マップの作成やツアー等の取組を継続発展します。

【市内の実践】足袋蔵や花手水を巡る取組

- ・日本遺産の足袋蔵や建物、花手水スポット、市民マルシェ等をスタンプラリーで巡り、足袋蔵の再活用や市民活動等を知ってもらうイベントを年に数回開催しています。

3) 景観づくりの普及啓発

景観を学び、発信し、支えるための取組、仕組みづくりについて記載します。

(1) 景観サポーターの認定

短期

中長期

公 民

既存の美化清掃、花植えの活動団体を含む、景観資源の維持管理や活用、広報活動（取材・記録）への協力、屋外広告物点検への協力、景観ツアーのガイド等、景観づくりを担う個人・団体を景観サポーターとして認定することを検討します。

(2) 景観づくり団体等の認定

短期

中長期

公 民

良好な景観づくりに関する調査研究、景観重要建築物等の管理などを行う団体を景観づくりのパートナーとして指定・認定します。

①景観整備機構の指定

景観法第 92 条に定める特定非営利活動法人であって、良好な景観の形成・整備・支援に関する業務を適正かつ確実に行うことのできる団体を景観整備機構として指定します。地域の景観づくりに関する活動の総合的なコーディネートや独自の支援制度の運用などを市と連携して行うことが想定されます。

②景観づくり団体の認定

景観整備機構の要件に該当しない団体であっても、身近な景観づくりに取組む団体等を景観づくり団体として認定する制度の構築を検討します。まち並みづくり認定で行う活動の支援やより広い範囲での身近な景観づくりの実践などが想定されます。

(3) 景観づくりへの啓発

短期

中長期

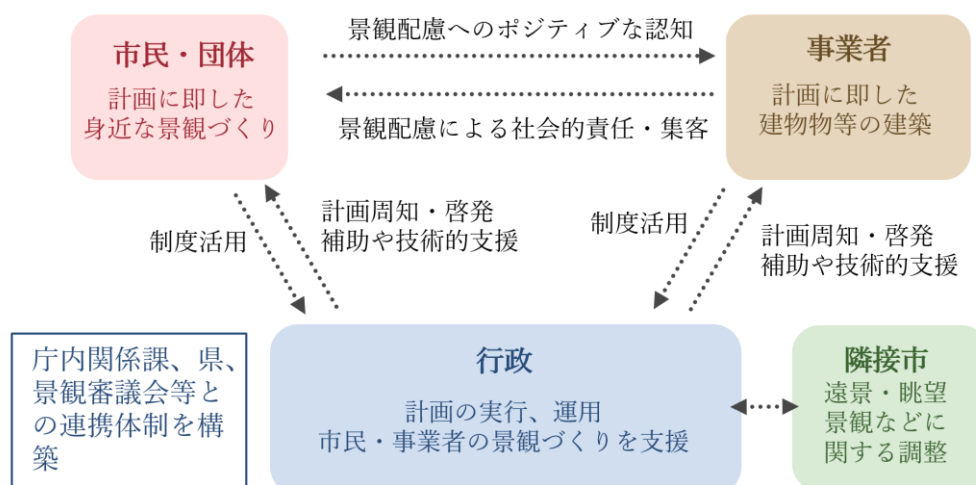
公 民

大学や景観アドバイザー、景観サポーター、景観づくり団体と連携し、地域でのワークショップ等を実施することにより景観づくりへの意識啓発を行います。

2 景観づくりの推進体制

1. 景観づくりの推進体制

1) 推進体制



(1) 行政・市民・事業者の協働

行政、市民、事業者それぞれが、できることから景観づくりに取り組み、互いに協力し合い相乗効果をもたらすような協働の体制づくりを目指します。

(2) 専門家等による支援体制構築

建築、広告物、色彩、景観等、多様な知見を持つ専門家を景観アドバイザーに選任し、支援体制を構築するとともに良質な景観づくりを推進します。

届出や公共施設整備による通知のうち景観上大きな影響があるものや景観行政に関わる重要な事項等については、専門家や地域団体等で構成する景観審議会にて調整・審議を行います。

(3) 庁内関係各課の連携

景観は多様な要素から構成されていることを庁内関係課の共通認識とし、横断的に景観づくりに取り組みます。

(4) 周辺自治体や関係機関との調整及び連携

眺望景観や広域景観に影響があると判断される事案に対しては、周辺自治体との調整や連携を行います。

埼玉県や国が所管する河川・水路や道路等の公共施設の景観誘導において、関係機関との調整や連携を行います。

2) 推進スケジュール

| | 中項目 | 内容 | 短期 (概ね5年以内に着手) | 中長期 (概ね5~10年以内に着手) | |
|---------------|-----------------|------------------------|--|--|---|
| 骨格となる景観づくり | (1)建築物・工作物の景観誘導 | 事前協議制度等を活用した届出制度の運用 | ● 運用開始 | → | |
| | (2)屋外広告物の景観誘導 | 県条例の届出制度及び独自の事前協議制度の運用 | ● 運用開始 | → | |
| | (3)公共施設の景観誘導 | ガイドラインの策定 | ガイドライン策定 ● 運用開始 | → | |
| | (4)重点的な景観づくり | 景観づくり推進地区・景観づくり重点地区の指定 | ● 優先度の高い地区から順次検討 | ● → | |
| 身近な景観づくり | (1)点の強化 | 景観重要建造物・樹木の指定 | | ● 順次指定 → | |
| | | 新たな景観資源の創出 | | ● 空き家、空き店舗、低未利用地の活用推進 → | |
| | | 個人や地域で始める景観づくり | ● | 軒先の清掃や植栽・花植え等、外からの見え方への配慮 身近な公園や河川・水路の美化活動等への参加 → | |
| | (2)点をつなぐ線づくり | まち並みづくり認定 | ● 制度構築 ● 検証 | ● 運用開始 | → |
| | | 巡りたくなる道づくり | ● | 交通結節点や街路空間の整備、休憩施設やサイン等の整備 | → |
| | | | ● | 自転車走行空間やサイン等の整備・維持管理 シェアモビリティの拡充 | → |
| (3)界わい・エリアの形成 | 景観資源のネットワーク化 | | ● 蓄積された景観資源を活かしたイベント実施、回遊マップ・グッズの作成等 → | | |
| 景観づくりの普及啓発 | (1)景観サポーターの認定 | | ● 制度構築 | ● 運用 → | |
| | (2)景観づくり団体等の認定 | | ● 制度構築 | ● 運用 → | |
| | (3)景観づくりへの啓発 | | ● 取組の試行 | ● 継続的に実施 ● → | |

3) 推進状況の評価と見直し

(1) 目標の設定

行田市基本構想及び行田市実施計画と連動し、以下の項目について目標を設定します。

「景観について魅力」を感じている人の割合

※アンケート調査で「非常に魅力を感じる」「どちらかといえば魅力を感じる」と答えた人の割合

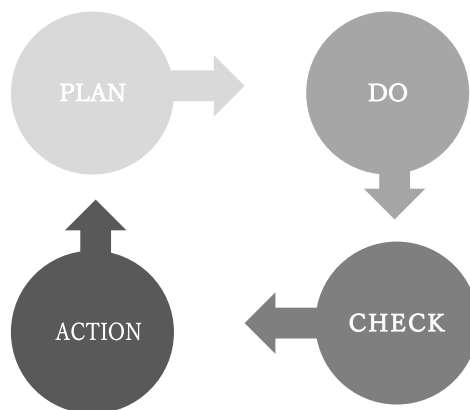
| | |
|----------|-------|
| 基準値 (R5) | 28.4% |
| 目標値 (R6) | 30.0% |
| (R8) | 33.2% |
| (R20) | 50%超 |

(2) 評価と見直し

5年に一度を目安として、推進方策の実施・進捗状況や成果を報告し、今後取り組むべき事項について検討する場を庁内又は景観審議会等で設定します。

景観計画に定める
推進方策

新たな課題への対応等
推進方策の改善



各方策を各主体が
連携して実施

庁内会議や景観審
議会において実施
事項や成果を確認

資料編

1 検討体制

1. 検討体制
2. 庁内検討委員会
3. 策定委員会

2 検討フロー

1. 検討フロー

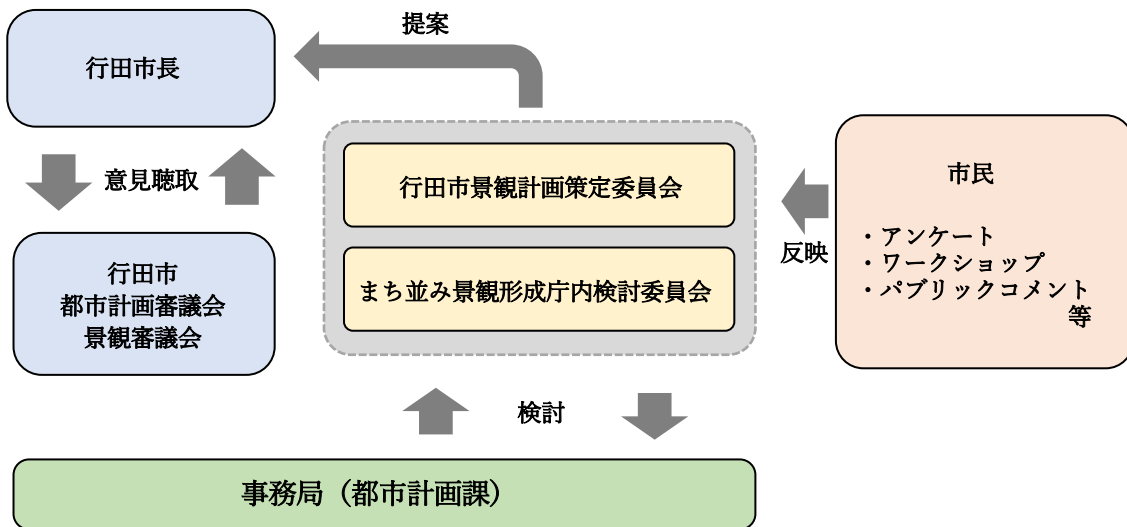
3 市民周知及び意見収集

1. 市民・団体アンケート
2. 市民ワークショップ
3. パブリックコメント

4 用語集

1 検討体制

1. 検討体制



2. 庁内検討委員会

庁内の意見収集や各種計画との整合を図る観点からまち並み景観形成庁内検討委員会を組織し、検討しました。委員は以下のとおりです。

| | | |
|-----------|---|---|
| 委員 | 総合政策部（企画政策課長）、環境経済部（商工観光課長、環境経済部副参事）、建設部（管理課長、道路治水課長）、生涯学習部（文化財保護課長）、都市整備部（都市整備部長、建築開発課長、都市計画課長、都市整備部副参事） | |
| 開催時期と主な議題 | 第1回：令和5年11月13日 第2回：令和6年3月12日 第3回：令和6年9月25日 第4回：令和6年12月13日 第5回：令和7年3月19日 | 策定経緯、スケジュール、景観特性・課題と基本的な方向性 基本編 ビジョン編、基準編 推進編、景観条例 計画素案 |

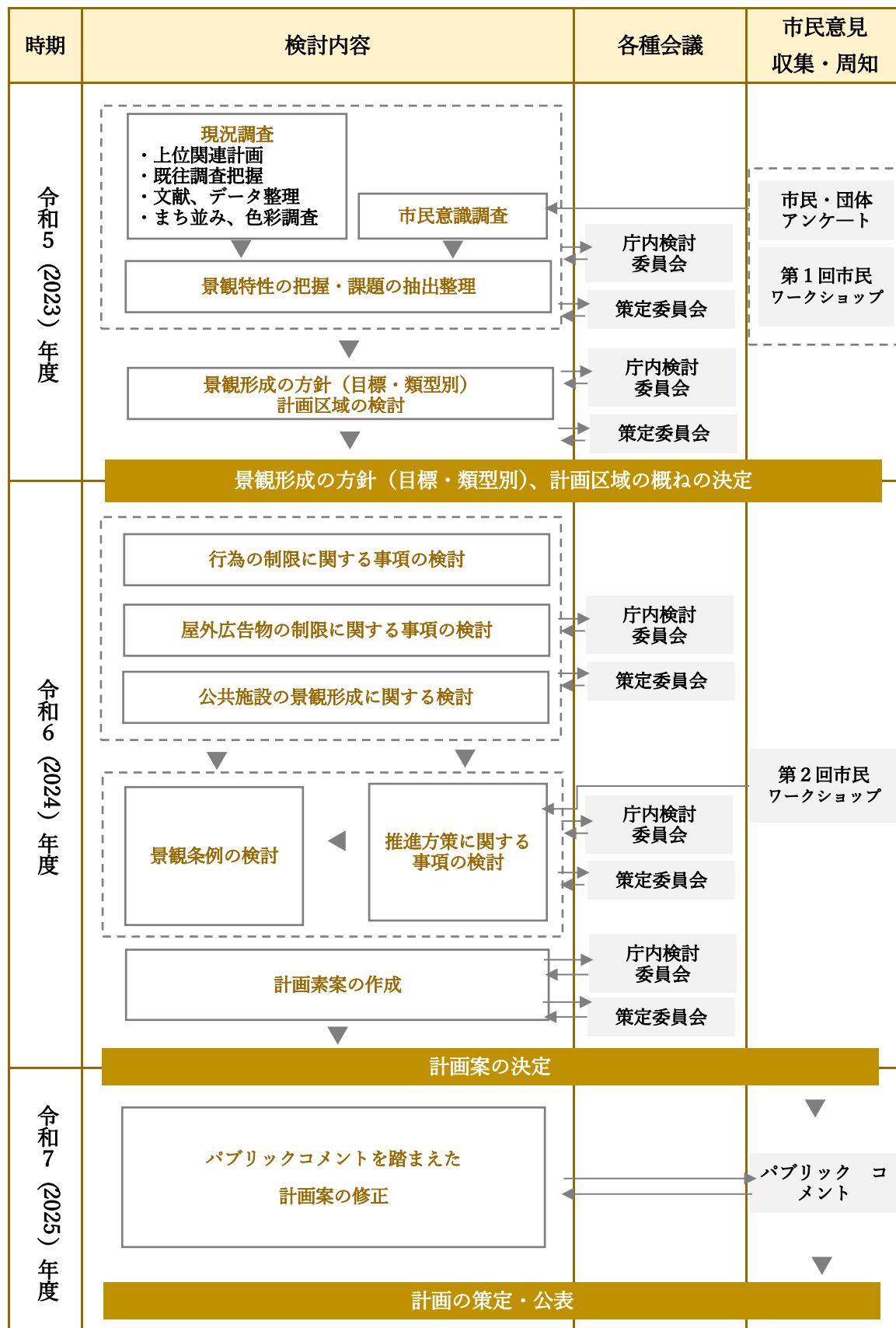
3. 策定委員会

各種計画や施策との整合性を図る観点から景観計画策定委員会を組織し、検討しました。委員は以下のとおりです。

| | | | |
|--------------|----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 委員 | 大竹 由夏 | 委員長 | ものづくり大学 |
| | 田邊 学 | 副委員長 | (株)カラープランニングセンター 代表取締役 |
| | 吉岡 かつよ | 委員 | 一般社団法人埼玉建築士会 |
| | 戸塚 昌利 | 委員 | 行田商工会議所 |
| | 大野 泰希 | 委員 | 公益社団法人行田青年会議所 |
| | 宮本 伸子 | 委員 | NPO 法人ぎょうだ足袋蔵ネットワーク |
| | 田村 隆次 | 委員 | NPO 法人忠次郎蔵 |
| | 栗岡 眞理子 | 委員 | 行田市文化財保護審議会（令和5年12月～令和6年3月） |
| | 中野 万紀子 | 委員 | 行田市文化財保護審議会（令和6年4月～令和7年3月） |
| | 福原 紀明 | 委員 | 利根地域振興センター |
| 岡田 幸恵 | 委員 | 公募による市民委員 | |
| 開催時期 主な議題 | 第1回：令和5年12月18日 | 策定経緯、スケジュール、景観特性・課題と基本的な方向性 | |
| | 第2回：令和6年3月22日 | 基本編、ビジョン編 | |
| | 第3回：令和6年10月24日 | 基準編 | |
| | 第4回：令和6年12月26日 | 推進編、景観条例 | |
| | 第5回：令和7年3月28日 | 計画素案 | |


2 検討フロー

1. 検討フロー




3 市民周知及び意見収集

1. 市民・団体アンケート


| | | |
|------|---|---|
| 実施期間 | 令和5年9月15日～10月2日 |  |
| 実施方法 | 郵便による配布・回収、電子申請による回答 | |
| 調査対象 | 市民：行田市に現住する満18歳以上の男女(計1,500名) 活動団体：行田市において景観づくりに関わる活動実績を有する団体(計18団体) | |
| 実施結果 | 市民：630通/1,500通(回収率：42.0%) 活動団体：11通/18通(回収率：72.2%) | |

2. 市民ワークショップ

■第1回

| | | |
|------|--|--|
| 実施期間 | 令和6年1月14日、1月22日 |  |
| 実施方法 | ・埼玉県景観アドバイザーによるミニ講演 ・グループワーク(行田の好きな景観/もったいない景観について) | |
| 実施結果 | 参加者 1月14日：20名 1月22日：11名 | |

■第2回

| | | |
|------|--|---|
| 実施期間 | 令和6年11月4日 |  |
| 実施方法 | ・埼玉県景観アドバイザーによるミニ講演 ・グループワーク(みんなで育てる景観まちづくりのアイデア) | |
| 実施結果 | 参加者：24名 | |

3. パブリックコメント

| | |
|------|--|
| 実施期間 | 令和7年10月29日～12月3日 |
| 実施方法 | ・都市計画課(水道庁舎2階)、市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページでの景観計画(案)の縦覧 ・意見を持参・郵送、FAX、Eメールで受付 |
| 実施結果 | 意見提出数：0 意見件数：0 |

4 用語集

あ 行

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

か 行

近隣商業地域

用途地域的一种で、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するために定める地域。

景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県となるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制等の業務を行う。

形態・意匠

建築物や工作物の形状や模様、色彩等を指し、視覚を通じて美感を生み出すもの。

建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線（ひさし、軒等で外壁等の中心線から水平距離1m以上突き出している場合には、その端から1m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積のこと。

後背湿地

自然堤防の背後にある低湿地。洪水時にあふれた水が、自然堤防に妨げられて流路に戻れないために、沼や湿地となる。

工業地域

用途地域的一种で、主として工業の利便を増進するために定める地域であり、住宅や一定規模の店舗等は建てることのできる。

工業専用地域

用途地域的一种で、重工業の工場等、工業の利便を増進するために定める地域であり、住宅、店舗等は建てることのできない。

さ 行

シェアモビリティ

自動車や自転車等の移動手段を複数人で共有して利用するサービス。

敷際

道路などの公共空間に接する敷地のうち、通りから見える部分。

祠堂（しどう）

祖先の霊や神仏を祀る建物又は寺院で檀家の位牌を安置する堂。

シビックエリア

庁舎を中心とした公共施設等が集中的に立地する区域。

準工業地域

用途地域的一种で、軽工業の工場等、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域。

商業地域

用途地域的一种で、都市の中心部で、主として商業その他の業務の利便を増進するために定める地域。

3 市民周知及び意見収集

た 行

太陽電池モジュール

太陽光エネルギーを電気エネルギーへと変換する装置のことで、一般的に太陽光パネルとも呼ぶ。

第一種低層住居専用地域

用途地域の一つで、低層住居の環境を守るための地域であり、小規模な店舗、事務所を兼ねた住居や小中学校等は建てることできる。

第一種中高層住居専用地域

用途地域の一つで、主に低層住居の環境を守るための地域であり、一定規模の店舗や小中学校等は建てることできる。

第一種住居地域

用途地域の一つで、住居の環境を守るための地域であり、一定規模の店舗、事務所、ホテル等は建てることできる。

第二種住居地域

用途地域の一つで、主に住居の環境を守るための地域であり、店舗、事務所、ホテル、カラオケボックス等は建てることできる。

地縁組織

同じ地域に住む人々によって形成された団体。自治会や町内会等。

地区計画

都市計画法に基づいて、都市計画区域内の特定の地区について、公共施設の配置や規模、用途や形態に関するルール等を定めることできる制度。都市計画全体の計画と異なり、地区の特性や目的に合った詳細な計画を定めることできる。

沖積平野

川によって運ばれた土砂が堆積してできた平野。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。本市の都市計画に関する長期的な指針を示す「羅針盤」の役割を担うもの。

な 行

日光脇往還（にっこうわきおうかん）

八王子から日光までを結ぶ街路。

法面

道路、堤防等の築造や宅地造成等の際に、切土あるいは盛土によって生じた土の斜面。

は 行

物件の堆積

屋外において堆積するもので、土石、廃棄物、再生資源、その他の物件（建設用資材・器材、運搬用パレット、木材・金属の原材料・製品等）をいう。

防眩仕様（ぼうげんしょう）

まぶしさを防ぐための機能や加工のことで、太陽電池モジュール（パネル）の表面に特殊な加工を施し、光の反射を抑えて眩しさを低減させる技術をいう。

ま 行

埋没台地

最終氷期に形成された谷や段丘が、海面上昇に伴う沖積層の堆積によって埋まった地形。

まち並み景観形成先導モデル事業

「まち並み景観形成先導モデル事業」として八幡通りが採択を受け、行田ならではの環境や特徴を活かした統一感のあるまち並み景観整備を加速させ、にぎわいの創出等につなげることを目的に、沿線建築物の外観修景整備を実施した。

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線等をまとめて収容する電線共同溝等の整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線等により道路から電柱をなくすこと。

や 行

屋敷稲荷

屋敷地の一部等で、屋敷の守護神として祀られる稲荷社。

擁壁

高低差のある宅地や斜面地等で土砂が崩れるのを防ぐために設ける土留め壁のこと。

ら 行

ルーバー

羽板（はいた）と呼ばれる細長い板又は羽板状の部材を平行に複数並べたもの。